

平成30年度

成田国際空港周辺航空機騒音測定結果報告書

令和2年1月

千葉県環境生活部

はじめに

成田国際空港（旧新東京国際空港）は、日本の表玄関として昭和53年5月に開港し、現在ではA滑走路（4,000メートル）、B滑走路（2,500メートル）の2本の滑走路による運用が行われています。

県では、昭和53年8月に成田国際空港に発着する航空機の騒音影響を強く受ける関係市町村の地域を、生活環境の保全のうえで維持することが望ましいとされる環境基準の適用地域に指定しました。

また、空港周辺での航空機騒音の分布状況と環境基準の達成状況を把握するため、空港設置者である成田国際空港株式会社（NAA）や周辺市町と連携して、固定測定局を設置し、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団が管理する航空機騒音集計処理システムを用いて常時監視を実施しています。

成田国際空港においては、騒音影響の軽減のため、低騒音型機の導入促進等の対策がとられていますが、いまだ環境基準が達成されていない地域があることから、県では、適宜、国及びNAAに対し、環境基準の早期達成に向けて、対策の実施を要請しているところです。

平成30年度の年間発着回数は、新規就航や増便などにより過去最高の25.7万回を記録しました。更に、空港機能強化策として、令和元年10月からA滑走路の深夜の発着時間が延長され、B滑走路の延伸やC滑走路の新設等も計画されております。成田国際空港の発着便数はさらに増加すると予想されることから、引き続き騒音影響を監視していく必要があります。

本報告書は、平成30年度における空港周辺の固定測定局89局の騒音測定結果をとりまとめ、環境基準の達成状況等を整理したものです。

本報告書が今後の航空機騒音軽減対策に役立てば幸いに存じます。

令和2年1月

千葉県環境生活部大気保全課長 北橋伸一

目 次

第 1 航空機騒音測定について

1	測定目的	1
2	実施主体	1
3	測定期間	1
4	測定地点	1
5	測定方法	
(1)	測定方法及び使用機器	1
(2)	集計及びデータ処理の方法	4
6	測定結果及びその評価	
(1)	測定結果	5
(2)	環境基準達成状況	5
(3)	月間 L_{den} 値	8
(4)	騒音コンター	9
7	測定結果の経年変化	
(1)	年間 L_{den} 値の経年変化	10
(2)	最大騒音レベルの経年変化	10
(3)	WECPNLの経年変化	10

第 2 資 料

1	月間 L_{den} 値 (平成 30 年度)	16
2	測定結果の経年変化	18

第3 参考資料

1	成田国際空港の概要	
(1)	空港の概要	20
(2)	飛行コース概略図	22
(3)	総発着回数の年度別推移	26
(4)	機種別離着陸比率集計表	27
(5)	成田国際空港（旧新東京国際空港）の経緯	28
2	関係告示及び通知（航空機騒音に係る環境基準）	
(1)	航空機騒音に係る環境基準について（告示）	34
(2)	航空機騒音に係る環境基準の一部改正について（通知）	36
(3)	航空機騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定 （千葉県告示）	38
(4)	航空機騒音に係る環境基準について（旧環境基準）	39
(5)	航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る 法定受託事務の処理基準について（通知）	41
3	航空機騒音に係る関係機関に対する要請等	43
4	成田国際空港周辺における環境対策の体系	49
5	用語の説明	50

測定結果の詳細については、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団が公表している
次の資料もあわせて御覧ください。

「平成30年度 成田国際空港周辺航空機騒音測定結果（年報）」

<http://www.nrt.or.jp/sokutei/nenpoumenu.html>

第 1 航空機騒音測定について

1 測定目的

成田国際空港周辺地域においては、成田市、富里市、山武市、栄町、多古町、芝山町及び横芝光町の全域（工業専用地域及び空港の敷地を除く。）に航空機騒音に係る環境基準の地域類型を指定しており、航空機騒音の状況と環境基準の達成状況を把握することを目的として、固定測定局による騒音常時監視を実施している。

2 実施主体

県、成田市、山武市、香取郡多古町及び山武郡芝山町並びに成田国際空港株式会社（以下、「NAA」という。）が県内89か所に固定測定局を設置している。機関別の固定測定局設置数の推移を表1に示す。

表1 機関別の固定測定局設置数の推移

機関名	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
千葉県	23	23	23	23	23
成田市	25	25	25	25	25
芝山町	9	9	9	9	9
山武市	1	1	1	1	1
多古町	1	1	1	1	1
NAA	30	30	30	30	30
合計	89	89	89	89	89

3 測定期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

4 測定地点

平成30年度現在の測定局の区分及び位置並びに環境基準の地域類型を図1に示す。また、測定局一覧を表2に示す。

5 測定方法

(1) 測定方法及び使用機器

測定は、「航空機騒音測定・評価マニュアル」（平成27年10月環境省）に基づいて実施した。

測定局には、局ごとに設定した騒音レベルのしきい値及び継続時間の条件を満たした騒音を航空機騒音として識別し、そのデータを自動的に記録する装置が備えられている。各測定局における使用機器及びその設定値を表2に示す。

図1 固定測定局の区分及び位置並びに環境基準の地域類型

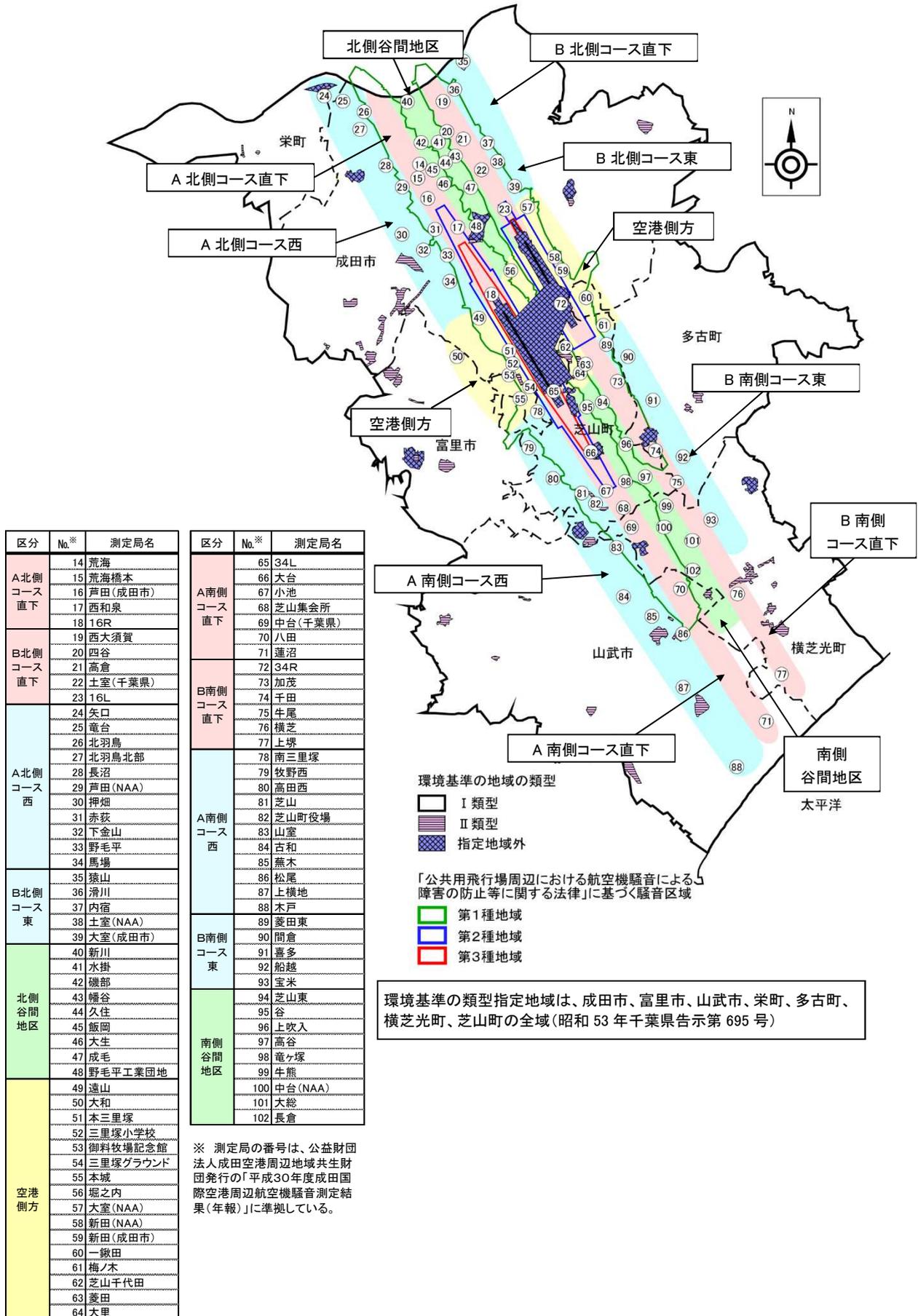


表2 固定測定局一覽

(空港北側)

区分	No.	所在地	ID※1	測定局名	測定地点名称	自動測定装置※2	しきい値 (dB)	継続時間 (秒)	環境基準 類型 ※3	騒音 区域 ※4	管理者
A北側 コース 直下	14	成田市	NK05	荒海	荒海共同利用施設	NA37	変動+10	9	I 類型	第1種	NAA
	15	成田市	NN23	荒海橋本	荒海共生ブラザ	DL100	固定60	10	I 類型	第1種	成田市
	16	成田市	NN03	芦田(成田市)	成田市芦田	DL100S	固定58	10	I 類型	第1種	成田市
	17	成田市	N002	西和泉	PGM総成ゴルフクラブ	DL100S	固定65	12	I 類型	第2種	千葉県
	18	成田市	NK01	16R	A滑走路北端	NA37	変動+10	2	指定地域外	空港内	NAA
B北側 コース 直下	19	成田市	NK18	西大須賀	西大須賀共同利用施設	NA37	変動+10	5	I 類型	第1種	NAA
	20	成田市	NC21	四谷	四谷青年館	DL100S	変動+6	8	I 類型	第1種	千葉県
	21	成田市	NC22	高倉	高倉高度コース局	DL100S	変動+6	10	I 類型	第1種	千葉県
	22	成田市	NC23	土室(千葉県)	久住パークゴルフ場	DL100S	変動+6	10	I 類型	第1種	千葉県
	23	成田市	NK22	16L	北総VOR/DME用地内	NA37	変動+10	4	I 類型	第2種	NAA
A北側 コース 西	24	栄町	NC15	矢口	矢口集会所	DL100S	変動+5	14	I 類型	無指定	千葉県
	25	成田市	NN20	竜台	成田市竜台	DL90R	変動+6	20	I 類型	無指定	成田市
	26	成田市	NN13	北羽鳥	成田市北羽鳥	DL100S	変動+6	13	I 類型	無指定	成田市
	27	成田市	NN01	北羽鳥北部	北羽鳥北部共同利用施設	DL100S	変動+6	30	I 類型	無指定	成田市
	28	成田市	NN12	長沼	成田市長沼	DL100S	変動+6	20	I 類型	無指定	成田市
	29	成田市	NK04	芦田(NAA)	芦田排水機場	NA37	変動+10	8	I 類型	無指定	NAA
	30	成田市	NC16	押畑	押畑親水広場予定地	DL100S	変動+8	14	I 類型	無指定	千葉県
	31	成田市	NN04	赤荻	赤荻共同利用施設	DL100S	固定60	8	I 類型	第1種	成田市
	32	成田市	NN14	下金山	成田市下金山	DL100S	変動+10	18	I 類型	無指定	成田市
	33	成田市	NN05	野毛平	野毛平共同利用施設	DL100S	変動+8	20	I 類型	第1種	成田市
	34	成田市	NN18	馬場	馬場共同利用施設	DL90R	変動+10	18	I 類型	無指定	成田市
B北側 コース 東	35	成田市	NM01	猿山	成田市役所下総支所	DL100S	変動+4	20	I 類型	無指定	成田市
	36	成田市	NC20	滑川	滑河運動施設	DL100S	変動+5	14	I 類型	第1種	千葉県
	37	成田市	NK19	内宿	内宿共同利用施設	NA37	変動+10	10	I 類型	第1種	NAA
	38	成田市	NK20	土室(NAA)	成田市土室	NA37	変動+10	10	I 類型	第1種	NAA
	39	成田市	NN22	大室(成田市)	成田市大室	DL100S	変動+8	18	I 類型	第1種	成田市
北側 谷間 地区	40	成田市	N007	新川	新川共同利用施設	DL100S	変動+7	14	I 類型	無指定	千葉県
	41	成田市	NN19	水掛	水掛共同利用施設	DL90R	固定55	8	I 類型	無指定	成田市
	42	成田市	N002	磯部	磯部共同利用施設	DL100S	固定60	13	I 類型	第1種	成田市
	43	成田市	NN09	幡谷	幡谷共同利用施設	DL100S	固定57	8	I 類型	無指定	成田市
	44	成田市	NK06	久住	久住小学校	NA37	変動+10	6	I 類型	無指定	NAA
	45	成田市	NK03	飯岡	飯岡共同利用施設	NA37	変動+10	8	I 類型	第1種	NAA
	46	成田市	NN21	大生	大生共同利用施設	DL100	固定60	10	I 類型	第1種	成田市
	47	成田市	NN10	成毛	成毛共同利用施設	DL100	変動+8	15	I 類型	無指定	成田市
48	成田市	NN11	野毛平工業団地	野毛平工業団地管理事務所	DL100S	変動+8	15	指定地域外	第1種	成田市	

(空港側方)

区分	No.	所在地	ID※1	測定局名	測定地点名称	自動測定装置※2	しきい値 (dB)	継続時間 (秒)	環境基準 類型 ※3	騒音 区域 ※4	管理者
空港 側方	49	成田市	NN15	遠山	遠山小学校	DL100S	固定60	8	I 類型	第1種	成田市
	50	富里市	NC17	大和	大和緑ヶ丘自治会館	DL100	固定57	8	I 類型	無指定	千葉県
	51	成田市	NN07	本三里塚	本三里塚共同利用施設	DL100S	固定60	7	I 類型	第1種	成田市
	52	成田市	NK36	三里塚小学校	三里塚小学校	NA37	変動+10	8	I 類型	第1種	NAA
	53	成田市	NN16	御料牧場記念館	三里塚御料牧場記念館	DL90R	固定58	10	I 類型	無指定	成田市
	54	成田市	NK37	三里塚グラウンド	三里塚NAA施設用地内	NA37	変動+10	10	I 類型	第1種	NAA
	55	成田市	NN17	本城	成田市本城	DL100S	変動+6	20	I 類型	無指定	成田市
	56	成田市	NN06	堀之内	堀之内共同利用施設	DL100S	変動+6	20	I 類型	第1種	成田市
	57	成田市	NK21	大室(NAA)	竜面共同利用施設	NA37	変動+10	10	I 類型	第1種	NAA
	58	成田市	NK23	新田(NAA)	成田市新田	NA37	変動+10	5	I 類型	第1種	NAA
	59	成田市	NT11	新田(成田市)	成田市新田	DL90R	変動+7	5	I 類型	第1種	成田市
	60	多古町	NK34	一鍬田	一鍬田共同利用施設	NA37	変動+10	5	I 類型	第1種	NAA
	61	芝山町	NC24	梅ノ木	菱田梅ノ木集会所	DL100S	変動+6	8	I 類型	無指定	千葉県
	62	芝山町	NK38	芝山千代田	芝山町香山新田	NA37	変動+10	10	I 類型	無指定	NAA
	63	芝山町	NS09	菱田	菱田共同利用施設	DL100S	変動+6	20	I 類型	第1種	芝山町
	64	芝山町	NS11	大里	大里国保診療所跡	DL100S	変動+6	20	II 類型	無指定	芝山町

(空港南側)

区分	No.	所在地	ID※1	測定局名	測定地点名称	自動測定装置※2	しきい値 (dB)	継続時間 (秒)	環境基準 類型 ※3	騒音 区域 ※4	管理者
A南側 コース 直下	65	芝山町	NK09	34L	A滑走路南端	NA37	変動+10	2	指定地域外	空港内	NAA
	66	芝山町	NO03	大台	芝山第二工業団地管理事務所	DL100S	固定65	10	指定地域外	第3種	千葉県
	67	芝山町	NO04	小池	小池共同利用施設	DL100S	固定65	12	I 類型	第1種	千葉県
	68	芝山町	NS04	芝山集会所	芝山集会所	DL100S	変動+8	25	I 類型	第1種	芝山町
	69	横芝光町	NC05	中台(千葉県)	中台共同利用施設	DL100S	固定65	10	I 類型	第1種	千葉県
	70	山武市	NO06	八田	八田共同利用施設	DL100S	変動+8	15	I 類型	第1種	千葉県
	71	山武市	NK16	蓮沼	蓮沼保健センター	NA37	変動+10	15	I 類型	無指定	NAA
B南側 コース 直下	72	成田市	NK35	34R	B滑走路南側航空保安施設用地	NA37	変動+10	4	指定地域外	空港内	NAA
	73	芝山町	NC25	加茂	加茂公民館	DL100S	変動+5	14	I 類型	第1種	千葉県
	74	多古町	NK28	千田	多古町千田	NA37	変動+10	8	I 類型	第1種	NAA
	75	多古町	NK29	牛尾	牛尾共同利用施設	NA37	変動+10	10	I 類型	無指定	NAA
	76	横芝光町	NK30	横芝	横芝小学校	NA37	変動+10	5	I 類型	無指定	NAA
	77	横芝光町	NK31	上塚	上塚小学校	NA37	変動+10	5	I 類型	無指定	NAA
A南側 コース 西	78	成田市	NN08	南三里塚	南三里塚共同利用施設	DL100S	固定58	10	I 類型	第1種	成田市
	79	芝山町	NS13	牧野西	牧野西部公民館	DL100S	変動+6	20	I 類型	無指定	芝山町
	80	芝山町	NS12	高田西	高田西部公民館	DL100S	変動+6	20	I 類型	無指定	芝山町
	81	芝山町	NK11	芝山	芝山小学校	NA37	変動+10	10	I 類型	第1種	NAA
	82	芝山町	NS01	芝山町役場	芝山町役場	DL100S	変動+6	25	I 類型	第1種	芝山町
	83	山武市	NK12	山室	山武市山室	NA37	変動+10	8	I 類型	無指定	NAA
	84	山武市	NC18	古和	古和共同利用施設	DL100S	変動+8	14	I 類型	無指定	千葉県
	85	山武市	NO14	蕪木	蕪木共同利用施設	DL100	固定54	8	I 類型	無指定	千葉県
	86	山武市	NK15	松尾	松尾ふれあい館	NA37	変動+10	15	I 類型	無指定	NAA
	87	山武市	NR01	上横地	上横地揚水場	DL90R	変動+5	18	I 類型	無指定	山武市
	88	山武市	NC19	木戸	木戸浜共同利用施設	DL100S	変動+6	10	I 類型	無指定	千葉県
B南側 コース 東	89	芝山町	NK26	菱田東	菱田東公会堂	NA37	変動+10	10	I 類型	第1種	NAA
	90	多古町	NT01	間倉	多古町間倉	DL90R	変動+6	8	I 類型	無指定	多古町
	91	多古町	NK27	喜多	喜多第二共同利用施設	NA37	変動+10	10	I 類型	無指定	NAA
	92	多古町	NC26	船越	船越粟田公民館	DL100S	変動+4	14	I 類型	無指定	千葉県
	93	横芝光町	NC27	宝米	九十九里地域水道企業団光取水場	DL100S	変動+5	20	I 類型	無指定	千葉県
南側 谷間 地区	94	芝山町	NK10	芝山東	東小学校	NA37	変動+10	10	I 類型	無指定	NAA
	95	芝山町	NS10	谷	芝山町谷	DL100S	変動+6	14	I 類型	第1種	芝山町
	96	芝山町	NS02	上吹入	上吹入青年館	DL100S	変動+4	25	I 類型	無指定	芝山町
	97	芝山町	NS07	高谷	高谷共同利用施設	DL100S	変動+6	20	I 類型	無指定	芝山町
	98	芝山町	NO10	竜ヶ塚	小池第七集会所	DL100	固定57	12	I 類型	第1種	千葉県
	99	横芝光町	NO11	牛熊	牛熊共同利用施設	DL100	固定54	7	I 類型	無指定	千葉県
	100	横芝光町	NK13	中台(NAA)	横芝光町中台	NA37	変動+10	15	I 類型	第1種	NAA
	101	横芝光町	NK14	大総	大総小学校	NA37	変動+10	15	I 類型	無指定	NAA
	102	横芝光町	NO13	長倉	長倉共同利用施設	DL100	変動+8	14	I 類型	無指定	千葉県

※1 IDは、共生財団発行の年報に記載された固定測定局のIDである。

※2 自動測定装置欄の記号は機器の型式である。

(DL90R、DL100、DL100S: 日本音響エンジニアリング(株)製、NA37: リオン(株)製)

※3 環境基準の類型は、「航空機騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定」(昭和53年千葉県告示第695号)に定める。
(環境基準値 I 類型: L_{den} 57 デシベル以下 II 類型: L_{den} 62 デシベル以下)

※4 騒音区域は「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき空港設置者による対策が講じられる区域。

(第1種区域: 住宅の防音工事に対する助成、第2種区域: 区域外への移転補償、土地の買入れ、第3種区域: 緩衝緑地帯の整備)

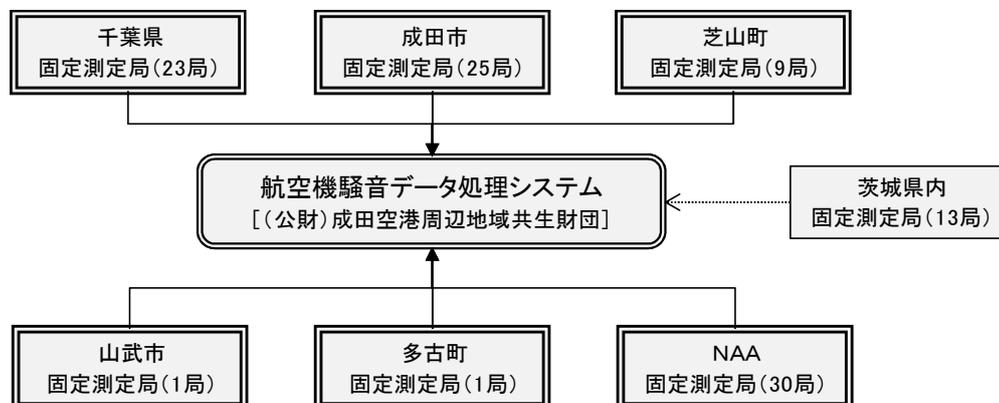
(2) 集計及びデータ処理の方法

各測定局で測定したデータは、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団(以下「共生財団」という。)の航空機騒音集計処理システム(以下「共生財団システム」という。)により、一元的に処理している。

各測定局の測定データは、1日1回、公衆通信回線により共生財団システムに収集され、共生財団による集計処理を経て、各測定局管理者に日報及び月報(速報値)として提供されている。

年間の測定結果については、共生財団が設置する「航空機騒音監視評価委員会」（学識者や関係自治体、NAA等で構成）において評価、確定された後、公表されている。測定局と共生財団システムの構成を図2に示す。

図2 測定局と共生財団システムの構成



6 測定結果及びその評価

(1) 測定結果

各測定局における測定結果を表4に示す。

平成30年度と平成29年度の結果を比較すると、比較対象とした87局のうち41局で変化がなく、5局で増加し、41局で減少した。

(2) 環境基準達成状況

環境基準が適用される固定測定局84局のうち、平成30年度に環境基準を達成したのは53局であり、達成率は63%であった。

環境基準達成状況の推移は表3のとおりである。

なお、航空機騒音に係る環境基準は、Ⅰ類型地域（主に住宅の用に供される地域）で $L_{den} 57 \text{ dB}$ 、Ⅱ類型地域（主に商業、工業の用に供される地域）で $L_{den} 62 \text{ dB}$ である。

表3 航空機騒音に係る環境基準達成状況の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30
環境基準適用局数	82	83	83	83	84
達成局数	48	53	48	51	53
達成率(%)	59	64	58	61	63
指定地域外等局数	7	6	6	6	5

※H30の指定地域外等局内訳：空港敷地内3局、工業専用地域内2局

表4 成田国際空港周辺固定測定局測定結果一覧※¹ (平成30年度)

(空港北側)

区分	局No.	所在地	測定局名	環境基準の類型※ ²	L _{den} (dB)					騒音レベル(dB)		発生回数 年平均 回/日	騒音区域※ ⁴	測定機関
					H30 年平均	達成 状況※ ³	日 最大	H29 年平均	H30と H29の差	年平均	年最大			
A北側 コース 直下	14	成田市	荒海	I類型	61	×	64.8	62	-1	73.9	87.5	196	第1種	NAA
	15	成田市	荒海橋本	I類型	61	×	65.1	62	-1	74.3	87.7	196	第1種	成田市
	16	成田市	芦田(成田市)	I類型	61	×	65.1	62	-1	75.4	88.5	202	第1種	成田市
	17	成田市	西和泉	I類型	63	×	66.8	64	-1	77.2	97.3	192	第2種	千葉県
18	成田市	16R	指定地域外	70	—	74.4	71	-1	87.1	105.5	217	空港内	NAA	
B北側 コース 直下	19	成田市	西大須賀	I類型	60	×	65.2	60	0	73.0	86.8	259	第1種	NAA
	20	成田市	四谷	I類型	59	×	62.2	58	1	69.4	86.7	306	第1種	千葉県
	21	成田市	高倉	I類型	63	×	67.6	62	1	76.5	92.2	291	第1種	千葉県
	22	成田市	土室(千葉県)	I類型	66	×	71.1	65	1	80.4	96.7	283	第1種	千葉県
	23	成田市	16L	I類型	70	×	75.3	70	0	85.7	104.8	331	第2種	NAA
A北側 コース 西	24	栄町	矢口	I類型	49	○	54.0	50	-1	63.0	76.5	158	無指定	千葉県
	25	成田市	竜台	I類型	53	○	58.3	54	-1	66.4	79.3	173	無指定	成田市
	26	成田市	北羽鳥	I類型	56	○	60.2	57	-1	68.9	82.5	196	無指定	成田市
	27	成田市	北羽鳥北部	I類型	56	○	60.3	56	0	67.8	80.9	160	無指定	成田市
	28	成田市	長沼	I類型	56	○	60.8	57	-1	68.9	82.1	195	無指定	成田市
	29	成田市	芦田(NAA)	I類型	56	○	61.1	57	-1	68.3	82.4	199	無指定	NAA
	30	成田市	押畑	I類型	50	○	55.9	51	-1	63.9	76.5	139	無指定	千葉県
	31	成田市	赤荻	I類型	59	×	63.8	59	0	71.7	85.6	190	第1種	成田市
	32	成田市	下金山	I類型	51	○	56.8	52	-1	67.3	80.5	118	無指定	成田市
	33	成田市	野毛平	I類型	59	×	64.4	60	-1	73.0	88.6	192	第1種	成田市
34	成田市	馬場	I類型	54	○	60.0	54	0	69.4	82.1	138	無指定	成田市	
B北側 コース 東	35	成田市	猿山	I類型	49	○	53.4	50	-1	61.1	77.9	162	無指定	成田市
	36	成田市	滑川	I類型	56	○	59.7	56	0	67.7	83.5	237	第1種	千葉県
	37	成田市	内宿	I類型	54	○	57.6	54	0	64.8	81.8	210	第1種	NAA
	38	成田市	土室(NAA)	I類型	55	○	59.6	56	-1	66.3	85.5	234	第1種	NAA
	39	成田市	大室(成田市)	I類型	57	○	63.0	58	-1	67.8	86.8	261	第1種	成田市
北側谷 間地区	40	成田市	新川	I類型	56	○	59.7	57	-1	66.6	80.1	263	無指定	千葉県
	41	成田市	水掛	I類型	56	○	60.0	56	0	66.7	80.6	235	無指定	成田市
	42	成田市	磯部	I類型	57	○	61.5	57	0	69.5	82.3	203	第1種	成田市
	43	成田市	幡谷	I類型	56	○	59.9	57	-1	66.5	80.9	281	無指定	成田市
	44	成田市	久住	I類型	57	○	60.5	57	0	66.4	81.3	294	無指定	NAA
	45	成田市	飯岡	I類型	59	×	63.1	59	0	70.8	84.7	239	第1種	NAA
	46	成田市	大生	I類型	59	×	63.6	60	-1	71.9	85.6	204	第1種	成田市
	47	成田市	成毛	I類型	56	○	60.7	57	-1	67.2	85.3	201	無指定	成田市
	48	成田市	野毛平工業団地	指定地域外	59	—	63.8	60	-1	72.0	84.3	182	第1種	成田市

(空港側方)

区分	局No.	所在地	測定局名	環境基準の類型※ ²	L _{den} (dB)					騒音レベル(dB)		発生回数 年平均 回/日	騒音区域※ ⁴	測定機関
					H30 年平均	達成 状況※ ³	日 最大	H29 年平均	H30と H29の差	年平均	年最大			
空港 側方	49	成田市	遠山	I類型	58	×	63.0	58	0	71.1	84.9	243	第1種	成田市
	50	富里市	大和	I類型	45	○	54.5	45	0	64.7	79.9	32	無指定	千葉県
	51	成田市	本三里塚	I類型	58	×	64.0	58	0	72.4	88.2	220	第1種	成田市
	52	成田市	三里塚小学校	I類型	59	×	64.6	60	-1	72.0	90.4	276	第1種	NAA
	53	成田市	御料牧場記念館	I類型	56	○	63.3	56	0	69.2	87.8	205	無指定	成田市
	54	成田市	三里塚グラウンド	I類型	64	×	68.3	64	0	75.6	88.8	336	第1種	NAA
	55	成田市	本城	I類型	57	○	63.0	57	0	69.3	85.9	209	無指定	成田市
	56	成田市	堀之内	I類型	58	×	64.0	58	0	70.4	86.3	192	第1種	成田市
	57	成田市	大室(NAA)	I類型	57	○	62.4	58	-1	68.6	87.5	246	第1種	NAA
	58	成田市	新田(NAA)	I類型	56	○	65.6	56	0	70.4	89.2	196	第1種	NAA
	59	成田市	新田(成田市)	I類型	58	×	66.3	58	0	71.3	90.7	218	第1種	成田市
	60	多古町	一鎌田	I類型	53	○	58.4	54	-1	65.5	83.7	170	第1種	NAA
	61	芝山町	梅ノ木	I類型	54	○	59.0	54	0	64.8	84.3	221	無指定	千葉県
	62	芝山町	芝山千代田	I類型	56	○	63.1	57	-1	66.7	85.2	256	無指定	NAA
	63	芝山町	菱田	I類型	59	×	62.1	59	0	69.9	86.2	267	第1種	芝山町
	64	芝山町	大里	II類型	57	○	62.0	57	0	68.4	84.6	253	無指定	芝山町

(空港南側)

区分	局No.	所在地	測定局名	環境基準の類型※2	L _{den} (dB)					騒音レベル (dB)		発生回数 年平均回/日	騒音区域※4	測定機関
					H30 年平均	達成 状況※3	日 最大	H29 年平均	H30と H29の差	年平均	年最大			
A南側 コース 直下	65	芝山町	34L	指定地域外	72	—	76.5	73	-1	89.2	105.0	205	空港内	NAA
	66	芝山町	大台	指定地域外	65	—	68.9	66	-1	80.7	95.8	184	第3種	千葉県
	67	芝山町	小池	I類型	62	×	65.6	63	-1	75.7	92.3	176	第1種	千葉県
	68	芝山町	芝山集会所	I類型	60	×	64.4	62	-2	74.3	91.6	158	第1種	芝山町
	69	横芝光町	中台(千葉県)	I類型	61	×	64.6	62※5	-※5	74.3	91.3	171	第1種	千葉県
	70	山武市	八田	I類型	58	×	62.2	59	-1	69.8	89.3	250	第1種	千葉県
	71	山武市	蓮沼	I類型	54	○	57.7	55	-1	64.1	84.4	285	無指定	NAA
B南側 コース 直下	72	成田市	34R	指定地域外	74	—	77.5	70※5	-※5	92.5	108.2	182	空港内	NAA
	73	芝山町	加茂	I類型	61	×	65.4	61	0	74.1	91.8	226	第1種	千葉県
	74	多古町	千田	I類型	59	×	62.2	59	0	70.8	82.9	275	第1種	NAA
	75	多古町	牛尾	I類型	58	×	61.4	58	0	68.9	81.3	264	無指定	NAA
	76	横芝光町	横芝	I類型	57	○	60.2	56	1	67.2	81.0	262	無指定	NAA
77	横芝光町	上塚	I類型	56	○	59.9	56	0	66.5	81.4	255	無指定	NAA	
A南側 コース 西	78	成田市	南三里塚	I類型	60	×	64.4	60	0	73.2	87.0	254	第1種	成田市
	79	芝山町	牧野西	I類型	49	○	55.1	50	-1	65.7	76.0	106	無指定	芝山町
	80	芝山町	高田西	I類型	50	○	55.6	51	-1	65.2	75.8	103	無指定	芝山町
	81	芝山町	芝山	I類型	56	○	60.2	56	0	67.8	82.5	166	第1種	NAA
	82	芝山町	芝山町役場	I類型	58	×	62.6	58	0	70.9	84.2	174	第1種	芝山町
	83	山武市	山室	I類型	53	○	58.2	54	-1	66.0	82.5	178	無指定	NAA
	84	山武市	古和	I類型	50	○	55.5	51	-1	64.1	78.7	147	無指定	千葉県
	85	山武市	蕪木	I類型	53	○	57.6	54	-1	66.3	83.9	161	無指定	千葉県
	86	山武市	松尾	I類型	56	○	60.2	57	-1	68.6	86.2	163	無指定	NAA
	87	山武市	上横地	I類型	48	○	54.6	49	-1	61.6	80.1	139	無指定	山武市
88	山武市	木戸	I類型	52	○	56.1	53	-1	64.2	81.6	153	無指定	千葉県	
B南側 コース 東	89	芝山町	菱田東	I類型	56	○	59.3	56	0	67.5	84.4	213	第1種	NAA
	90	多古町	間倉	I類型	51	○	56.7	51	0	62.5	79.4	170	無指定	多古町
	91	多古町	喜多	I類型	52	○	56.8	53	-1	63.2	79.3	229	無指定	NAA
	92	多古町	船越	I類型	53	○	57.1	53	0	64.2	79.5	228	無指定	千葉県
	93	横芝光町	宝米	I類型	56	○	60.1	56	0	67.5	81.3	231	無指定	千葉県
南側谷 間地区	94	芝山町	芝山東	I類型	57	○	60.3	57	0	66.7	79.8	294	無指定	NAA
	95	芝山町	谷	I類型	60	×	65.3	60	0	72.2	88.3	284	第1種	芝山町
	96	芝山町	上吹入	I類型	57	○	60.7	57	0	67.2	82.9	296	無指定	芝山町
	97	芝山町	高谷	I類型	57	○	60.1	56	1	67.1	82.6	291	無指定	芝山町
	98	芝山町	竜ヶ塚	I類型	59	×	63.1	59	0	72.5	88.2	193	第1種	千葉県
	99	横芝光町	牛熊	I類型	56	○	59.9	56	0	66.1	83.4	311	無指定	千葉県
	100	横芝光町	中台(NAA)	I類型	56	○	61.0	57	-1	68.3	89.4	224	第1種	NAA
	101	横芝光町	大総	I類型	57	○	59.9	57	0	66.8	80.6	292	無指定	NAA
	102	横芝光町	長倉	I類型	57	○	60.8	57	0	67.5	83.6	287	無指定	千葉県

<環境基準達成状況>

環境基準達成局数	53
非達成局数	31
指定地域外等局数	5
計	89
環境基準達成率	63%

※1 表中の数値は、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団発行の「平成30年度成田国際空港周辺航空機騒音測定結果(年報)」による。

※2 環境基準類型は、昭和53年千葉県告示第695号で定めている。

環境基準 I 類型 L_{den} 57デシベル以下

環境基準 II 類型 L_{den} 62デシベル以下

※3 環境基準達成状況の評価は年平均で行う。

※4 騒音区域は「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき空港設置者による対策が講じられる区域。

第1種区域:住宅の防音工事に対する助成 L_{den} 62デシベル以上

第2種区域:区域外への移転補償、土地の買入れ L_{den} 73デシベル以上

第3種区域:緩衝緑地帯等の整備 L_{den} 76デシベル以上

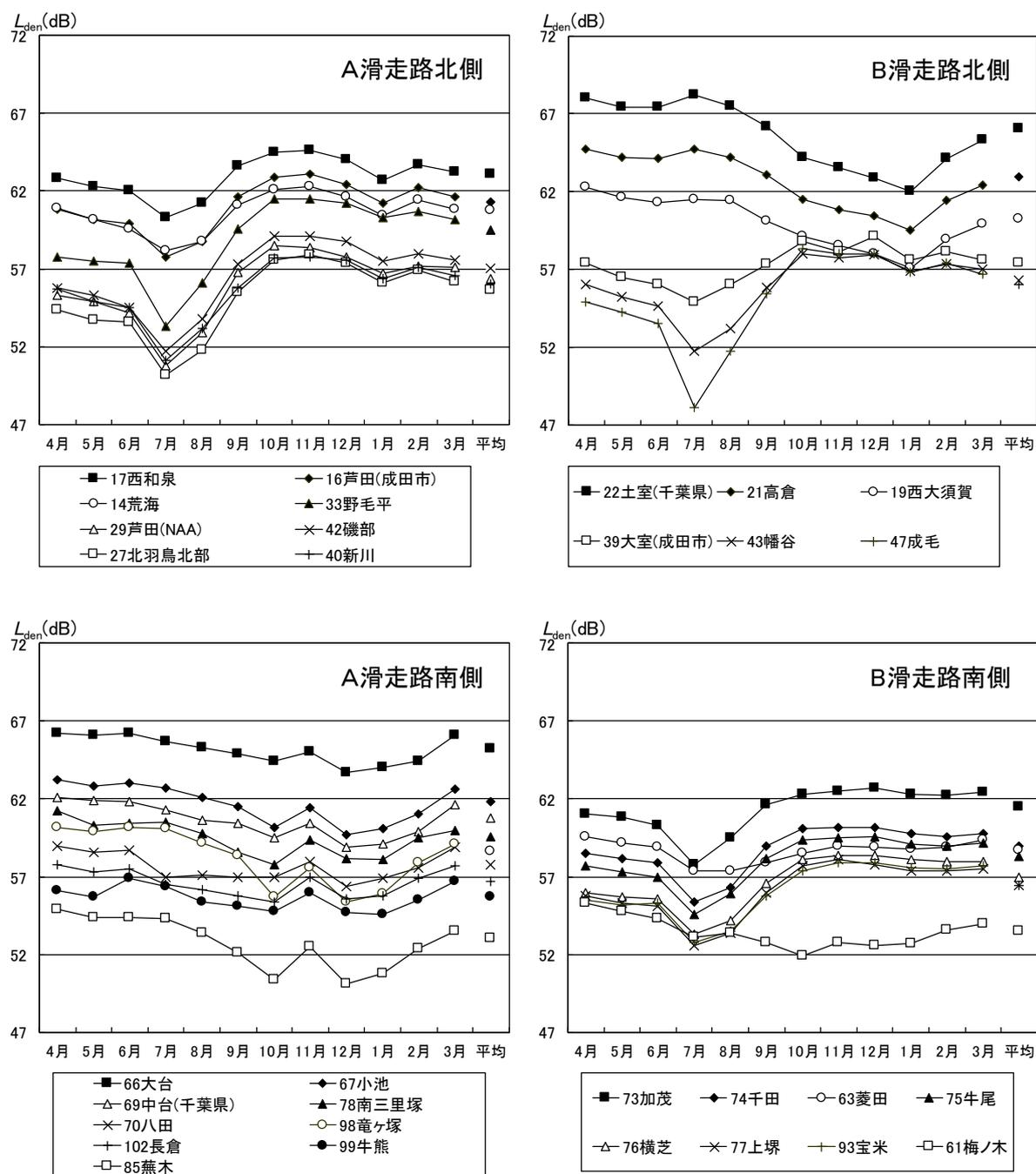
※5 中台(千葉県)局はH29の値が参考値(騒音計の故障に伴う欠測期間が環境省マニュアルに基づく許容限度を超過)のため、また、34R局はH29の値が参考値(年度途中に移設)のため、前年度との比較は行わない。

(3) 月間 L_{den} 値

平成30年度の月間 L_{den} 値の変化を図3に示す。

A滑走路の北側の測定局では冬季に、南側の測定局では夏季に、B滑走路の北側のコース直下局では夏季に、南側測定局では冬季に、 L_{den} 値が高くなる傾向にあった。

図3 月間 L_{den} 値

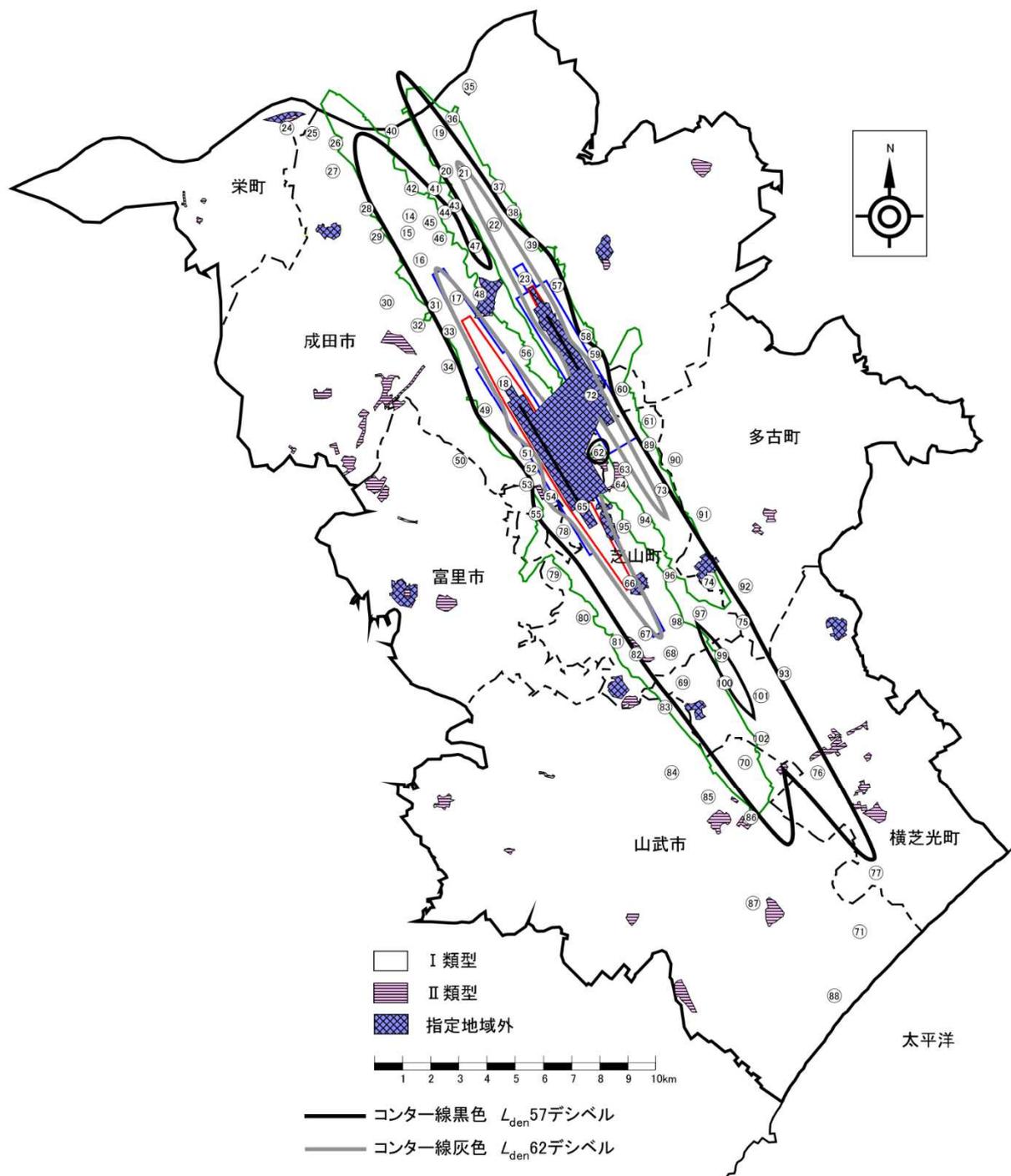


(4) 騒音コンター

平成30年度測定結果による航空機騒音（年間 L_{den} 値）コンターにより、影響範囲を図4に示した。

I 類型の環境基準値 L_{den} 57 dB を超える範囲は、A 滑走路では滑走路中心から南南東側約 1.6 km、北北西側は約 1.3 km、B 滑走路では滑走路中心から南南東側約 2.2 km、北北西側は約 1.1 km であった。

図4 年間 L_{den} 値コンター図



7 測定結果の経年変化

(1) 年間 L_{den} 値の経年変化

環境基準の指標が L_{den} となった平成 25 年度以降の年間 L_{den} 値の経年変化を図 5 に示す。

A 滑走路側においては、わずかに減少傾向にある。

B 滑走路の北側においては横ばい、南側においてはわずかに増加傾向にある。

(2) 最大騒音レベルの経年変化

最大騒音レベルの年平均値（パワー平均）の経年変化を図 6 及び図 7 に示す。

A 滑走路の北側においては、最大騒音レベルは近年減少傾向にある。

A 滑走路の南側においては、平成 24 年 12 月の A 滑走路南側着陸滑走路延長に伴い、平成 25 年度に大台局などの一部の局で最大騒音レベルが増加したが、それ以降は減少傾向にある。

B 滑走路の北側においては、21 年 10 月の北側延伸時にコース直下局で最大騒音レベルが増加したが、その後は横ばい傾向にある。

B 滑走路の南側においては、横ばい傾向にある。

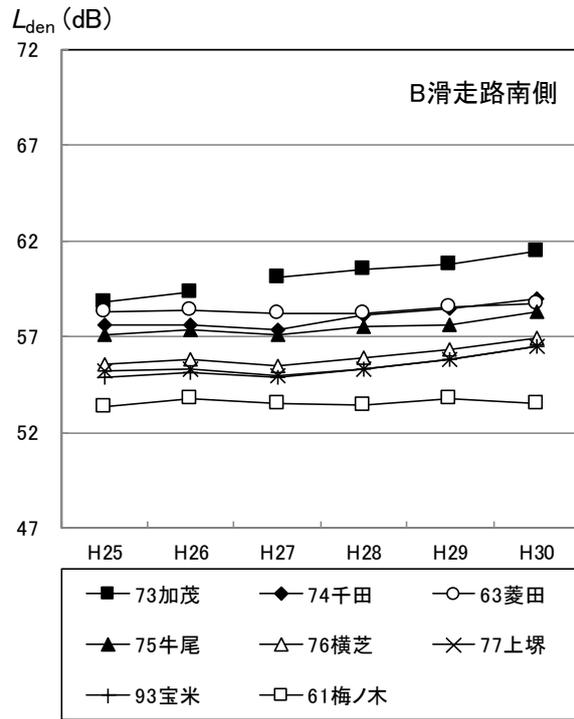
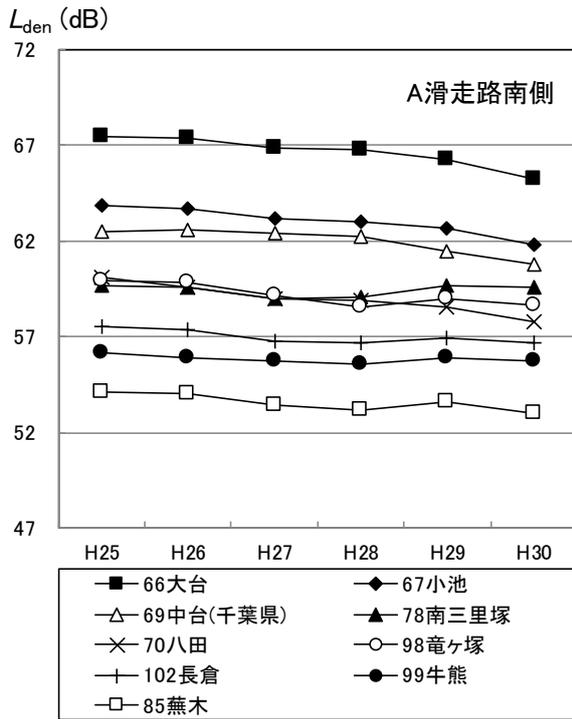
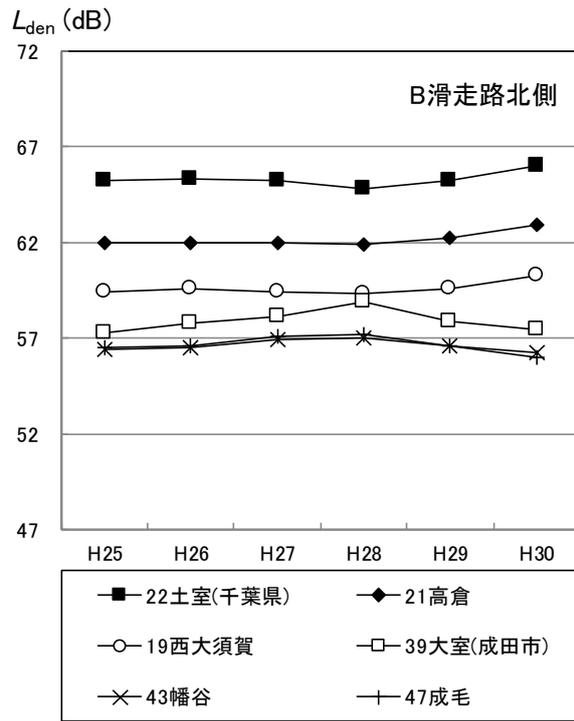
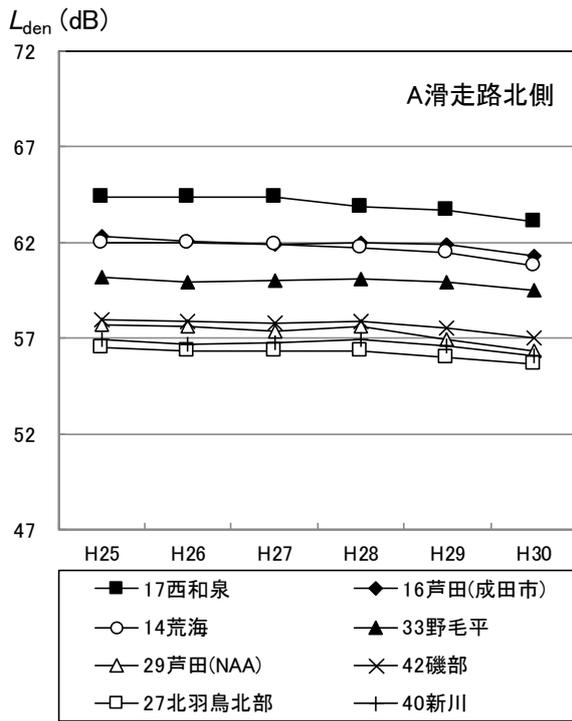
(3) WECPNL の経年変化

長期経年比較のため、平成 24 年度まで環境基準の指標として採用されていた WECPNL の年間値の経年変化を図 8 及び図 9 に示す。

A 滑走路側では、減少傾向にある。

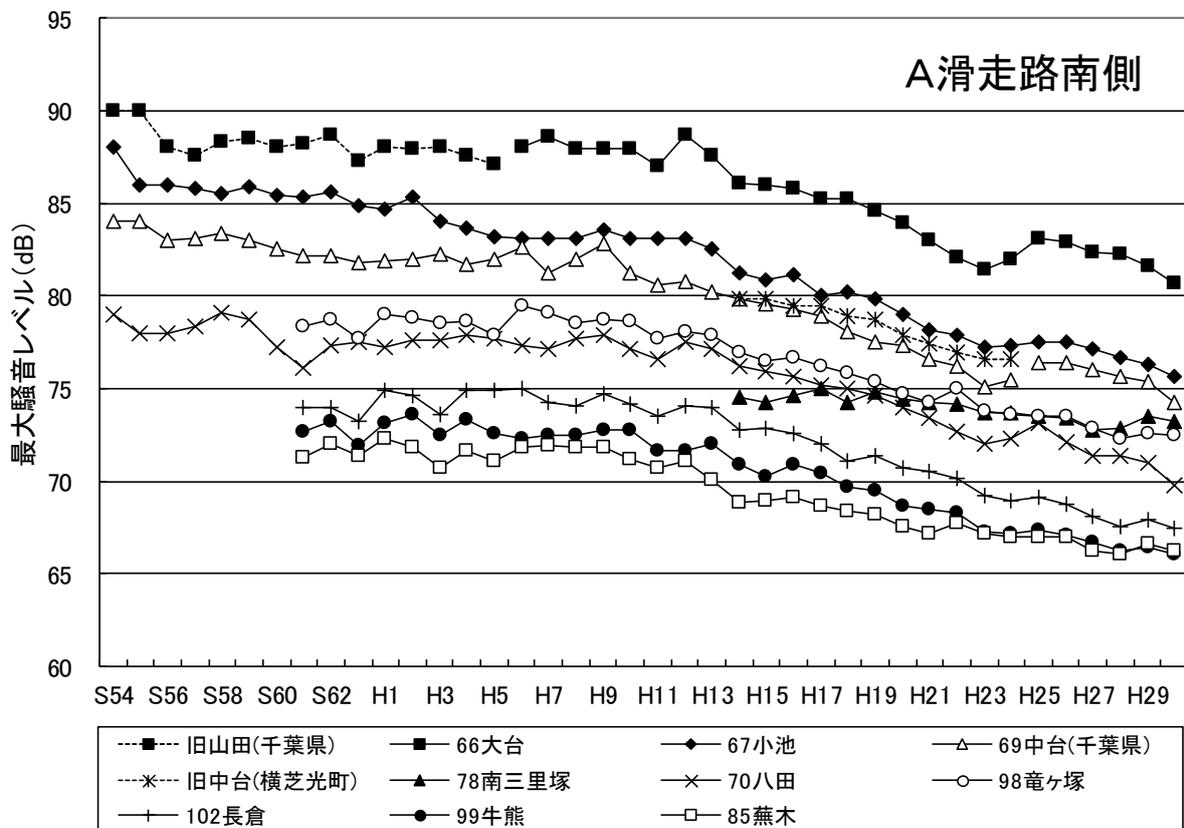
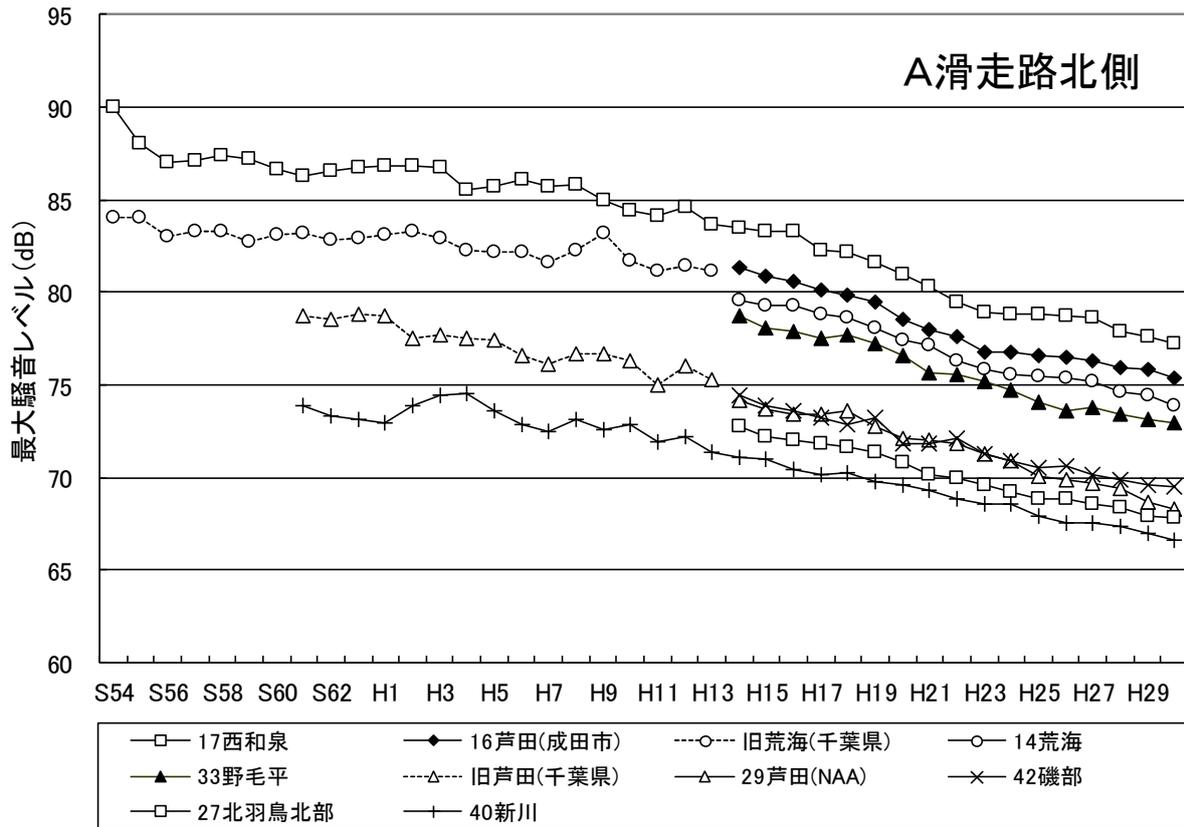
B 滑走路側では、発着枠が拡大された平成 22 年度に増加し、平成 23 年度には一度減少したが、それ以降わずかに増加傾向にある。

図5 年間 L_{den} 値経年変化



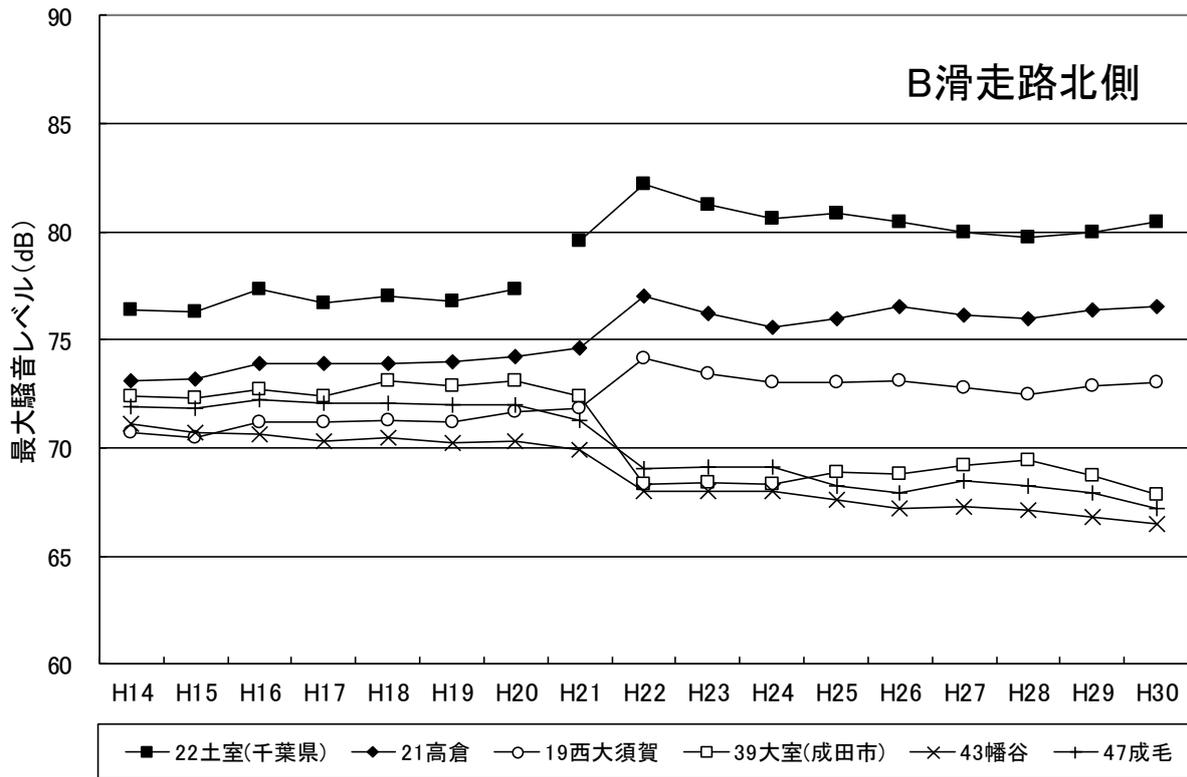
※加茂局は、平成27年1月にマイクロホンに移設したため、平成26年度の L_{den} 値は参考値とし、平成27年度から新局扱いとした。

図6 A滑走路周辺 最大騒音レベル（年平均値）の経年変化

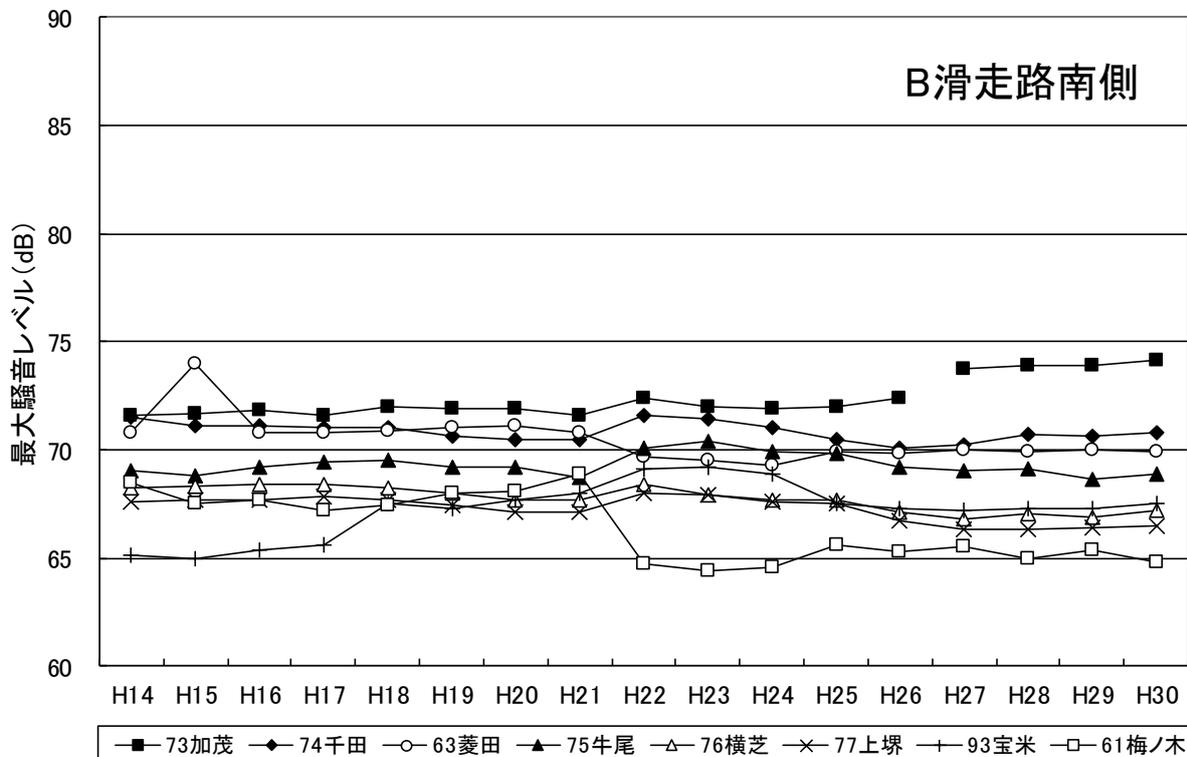


※中台局（千葉県）は、平成25年度に旧中台局（横芝光町）の場所に移設した。

図7 B滑走路周辺 最大騒音レベル（年平均値）の経年変化

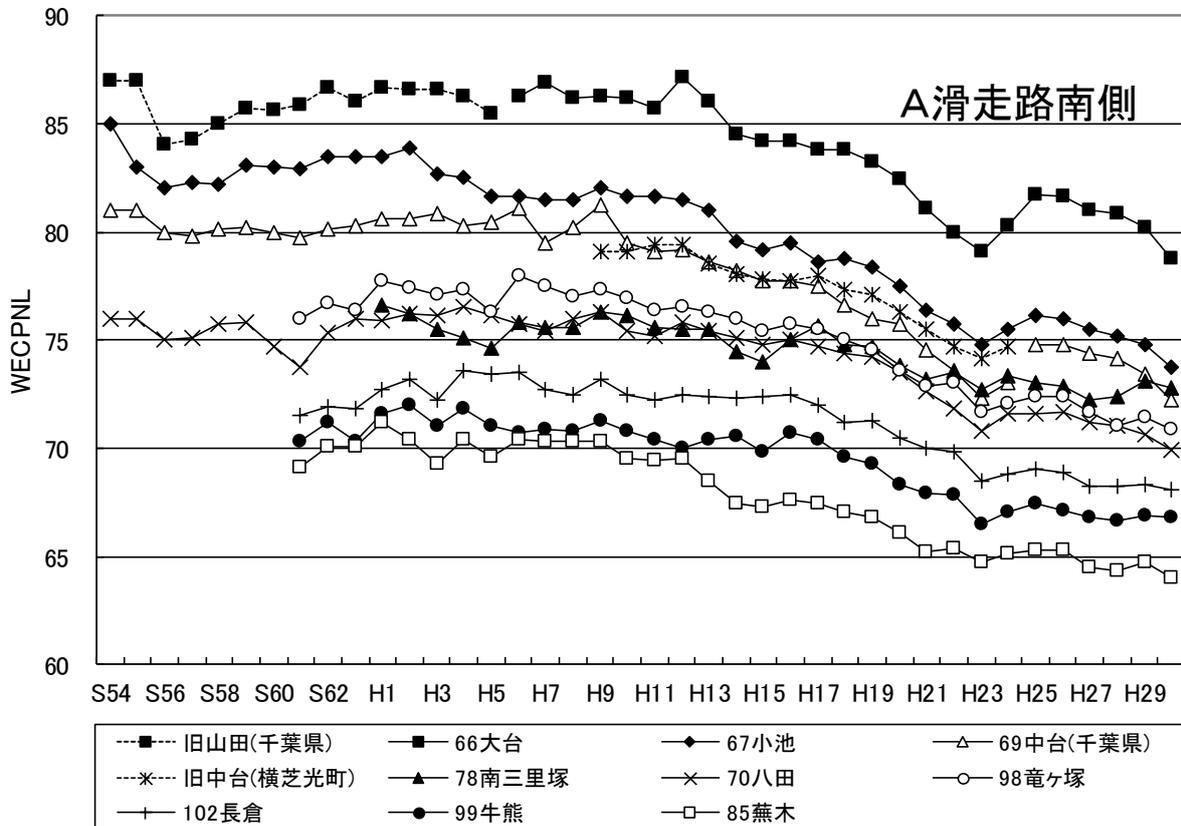
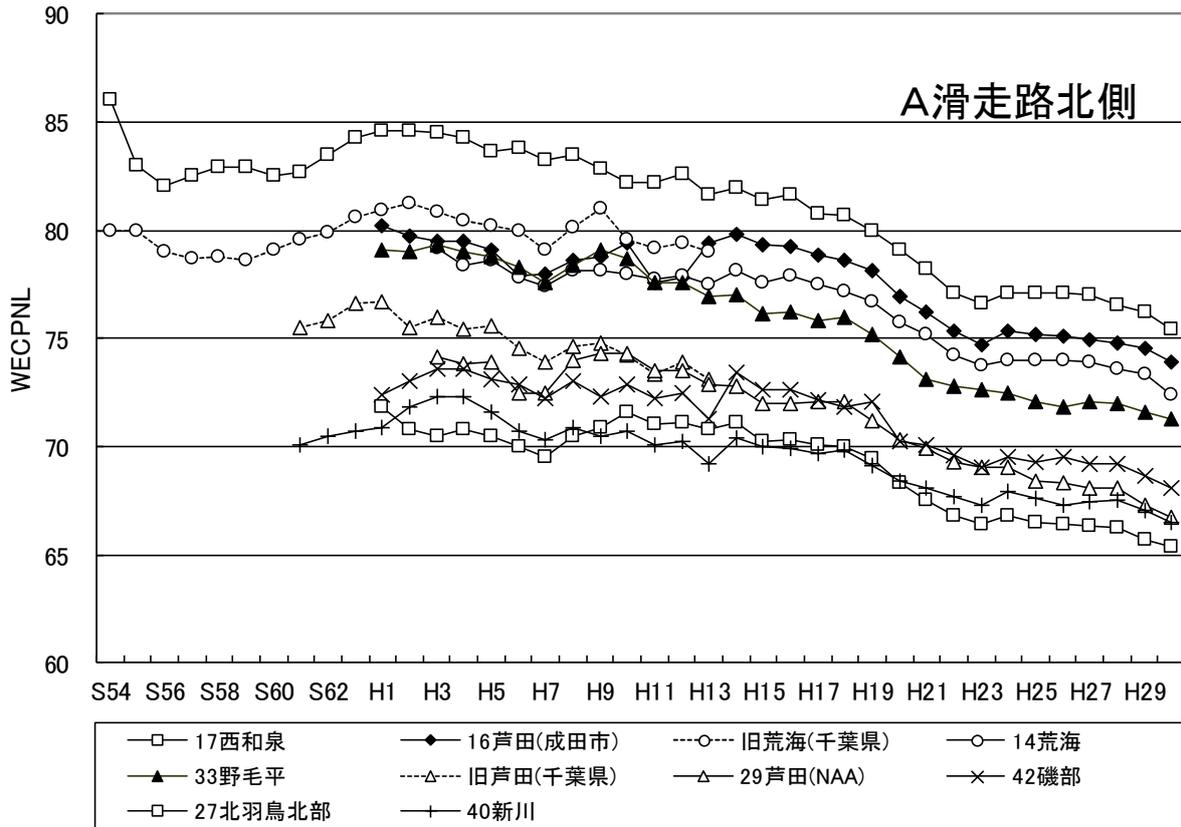


※土室局(千葉県)は、平成21年4月に飛行ルート(南東方向)側に170m移設し、新局扱いとした。



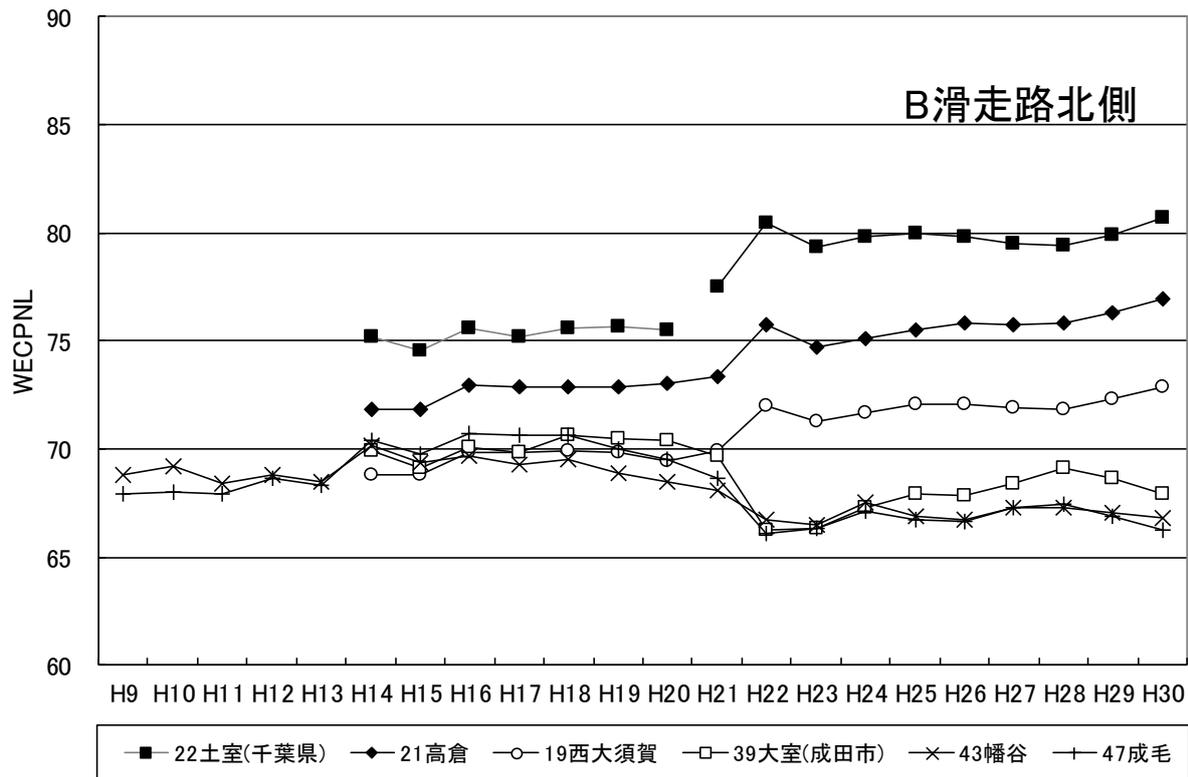
※加茂局は、平成27年1月にマイクロホンを移設したため、平成26年度の年平均値は参考値とし、平成27年度から新局扱いとした。

図8 A滑走路周辺 年間WECPNLの経年変化

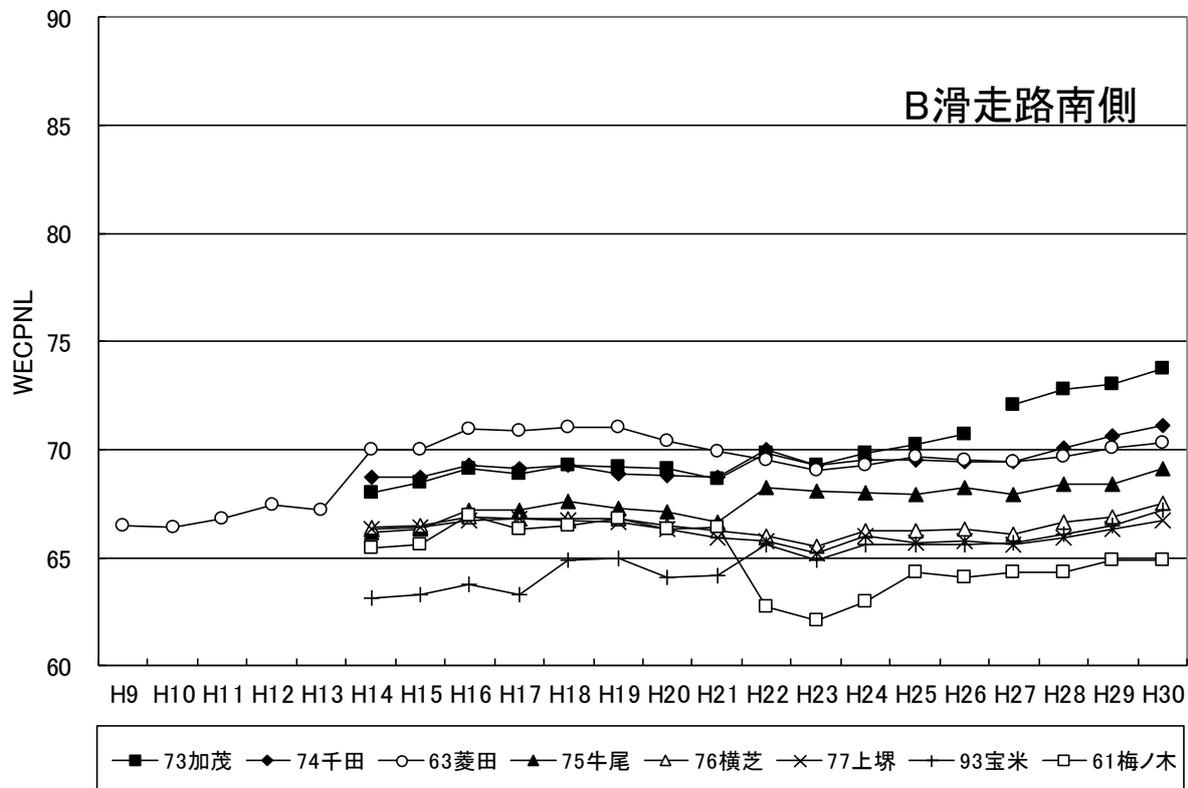


※中台局(千葉県)は、平成25年度に旧中台局(横芝光町)の場所に移設した。

図9 B滑走路周辺 年間WECPNLの経年変化



※土室局(千葉県)は、平成21年4月に飛行ルート(南東方向)側に170m移設し、新局扱いとした。



※加茂局は、平成27年1月にマイクロホンを移設したため、平成26年度のWECPNL値は参考値とし、平成27年度から新局扱いとした。

第 2 資 料

1 月間 L_{den} 値 (平成30年度)

(空港北側)

L_{den} 単位: dB

区分	No.	所在地	測定局名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	57dB 超過 月数	30年度 年間値	環境基準 類型	達成 状況	騒音 区域
A北側 コース 直下	14	成田市	荒海	60.9	60.2	59.6	58.2	58.8	61.1	62.1	62.3	61.6	60.4	61.4	60.8	12	61	I 類型	×	第1種
	15	成田市	荒海橋本	61.3	60.8	60.0	58.5	59.3	61.7	62.4	62.6	62.0	60.9	61.7	61.4	12	61	I 類型	×	第1種
	16	成田市	芦田(成田市)	60.8	60.2	59.9	57.8	58.8	61.6	62.9	63.1	62.4	61.2	62.2	61.6	12	61	I 類型	×	第1種
	17	成田市	西和泉	62.8	62.3	62.0	60.3	61.2	63.6	64.5	64.6	64.0	62.7	63.7	63.2	12	63	I 類型	×	第2種
	18	成田市	16R	70.7	70.1	69.9	69.1	69.5	71.0	71.4	71.0	69.9	68.7	69.9	69.6	12	70	指定地域外	—	空港内
B北側 コース 直下	19	成田市	西大須賀	62.3	61.6	61.3	61.5	61.4	60.1	59.1	58.5	58.0	57.1	58.9	59.9	11	60	I 類型	×	第1種
	20	成田市	四谷	59.8	59.2	58.9	59.0	58.7	58.3	58.5	58.1	57.9	57.0	58.2	58.6	11	59	I 類型	×	第1種
	21	成田市	高倉	64.7	64.2	64.1	64.7	64.2	63.1	61.5	60.8	60.4	59.5	61.4	62.4	12	63	I 類型	×	第1種
	22	成田市	土室(千葉県)	68.0	67.4	67.4	68.2	67.5	66.2	64.2	63.5	62.9	62.0	64.1	65.3	12	66	I 類型	×	第1種
	23	成田市	16L	72.1	71.5	71.5	72.2	71.9	70.7	69.0	68.0	67.7	66.5	68.4	69.4	12	70	I 類型	×	第2種
A北側 コース 西	24	栄町	矢口	48.3	47.2	46.6	42.1	43.5	47.9	51.4	51.7	51.1	50.1	50.7	49.9	0	49	I 類型	○	無指定
	25	成田市	竜台	51.5	50.5	52.0	48.6	50.2	53.9	55.8	56.0	55.4	53.2	53.5	53.5	0	53	I 類型	○	無指定
	26	成田市	北羽鳥	55.1	54.5	54.6	52.3	53.5	56.3	57.6	58.0	57.2	56.0	56.9	56.1	2	56	I 類型	○	無指定
	27	成田市	北羽鳥北部	54.4	53.7	53.6	50.2	51.8	55.5	57.6	57.9	57.4	56.1	56.9	56.2	2	56	I 類型	○	無指定
	28	成田市	長沼	54.9	54.5	54.1	51.3	53.3	56.8	58.6	58.9	58.3	57.0	57.4	56.8	3	56	I 類型	○	無指定
	29	成田市	芦田(NAA)	55.3	54.9	54.2	50.8	52.9	56.8	58.5	58.4	57.8	56.7	57.2	57.1	3	56	I 類型	○	無指定
	30	成田市	押畑	46.8	46.3	47.1	42.1	44.8	49.6	52.5	52.8	52.8	52.0	51.6	51.3	0	50	I 類型	○	無指定
	31	成田市	赤荻	56.2	56.7	56.9	52.6	55.3	59.2	61.1	61.2	61.0	60.0	60.4	59.8	7	59	I 類型	×	第1種
	32	成田市	下金山	49.2	48.1	48.6	43.9	47.2	51.7	53.8	53.7	53.5	52.6	52.7	52.4	0	51	I 類型	○	無指定
	33	成田市	野毛平	57.8	57.5	57.4	53.3	56.1	59.6	61.5	61.5	61.2	60.3	60.7	60.2	9	59	I 類型	×	第1種
	34	成田市	馬場	52.1	50.5	51.5	45.4	50.2	54.8	56.9	56.7	56.4	55.5	56.0	55.7	0	54	I 類型	○	無指定
B北側 コース 東	35	成田市	猿山	49.5	48.5	47.7	43.7	46.3	48.0	50.8	50.2	50.5	49.5	50.1	49.6	0	49	I 類型	○	無指定
	36	成田市	滑川	57.4	56.8	56.4	56.1	56.2	55.6	56.3	55.7	55.6	54.6	55.6	55.9	0	56	I 類型	○	第1種
	37	成田市	内宿	54.4	53.6	52.9	48.5	50.7	53.5	55.5	54.6	55.0	53.8	54.3	54.0	0	54	I 類型	○	第1種
	38	成田市	土室(NAA)	56.0	55.1	54.5	51.5	53.9	54.9	57.0	56.1	56.7	55.4	56.0	55.6	0	55	I 類型	○	第1種
	39	成田市	大室(成田市)	57.4	56.5	56.0	54.9	56.0	57.3	58.8	58.1	59.1	57.6	58.1	57.6	6	57	I 類型	○	第1種
北側 谷間 地区	40	成田市	新川	55.7	54.9	54.5	51.1	53.2	55.8	57.7	57.8	57.6	56.4	57.1	56.6	3	56	I 類型	○	無指定
	41	成田市	水掛	54.8	53.9	53.2	48.3	51.5	55.1	57.9	57.7	57.8	56.8	57.2	56.5	3	56	I 類型	○	無指定
	42	成田市	磯部	55.8	55.3	54.5	51.7	53.8	57.3	59.1	59.1	58.8	57.5	58.0	57.6	6	57	I 類型	○	第1種
	43	成田市	幡谷	56.0	55.2	54.6	51.7	53.2	55.8	58.0	57.7	57.9	56.9	57.3	57.0	3	56	I 類型	○	無指定
	44	成田市	久住	56.4	55.6	54.8	52.6	54.0	56.6	58.5	58.4	58.4	57.5	57.7	57.3	5	57	I 類型	○	無指定
	45	成田市	飯岡	57.8	56.9	56.5	52.9	55.3	58.8	60.8	60.9	60.5	59.4	60.0	59.3	8	59	I 類型	×	第1種
	46	成田市	大生	58.3	57.6	57.0	53.9	56.0	59.4	61.2	61.2	61.0	59.8	60.5	59.7	9	59	I 類型	×	第1種
	47	成田市	成毛	54.9	54.2	53.5	48.1	51.7	55.4	58.3	58.0	58.0	56.8	57.4	56.7	3	56	I 類型	○	無指定
48	成田市	野毛平工業団地	57.9	57.3	56.8	51.8	54.8	59.0	61.1	61.2	61.2	60.2	60.8	60.2	8	59	指定地域外	—	第1種	

(空港側方)

L_{den} 単位: dB

区分	No.	所在地	測定局名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	57dB 超過 月数	30年度 年間値	環境基準 類型	達成 状況	騒音 区域
空港 側方	49	成田市	遠山	57.2	56.0	56.3	53.6	55.1	57.8	59.1	59.7	59.6	58.5	59.1	59.3	7	58	I 類型	×	第1種
	50	富里市	大和	42.1	40.4	39.8	34.0	39.9	43.6	47.7	47.5	46.9	44.4	46.4	46.0	0	45	I 類型	○	無指定
	51	成田市	本三里塚	57.4	55.9	56.8	54.3	54.9	57.8	58.7	59.9	58.8	57.8	58.9	58.8	7	58	I 類型	×	第1種
	52	成田市	三里塚小学校	59.8	58.7	59.4	58.1	58.0	59.8	60.1	61.3	59.5	58.1	59.3	59.7	12	59	I 類型	×	第1種
	53	成田市	御料牧場記念館	56.2	54.9	55.3	54.2	53.8	55.0	56.4	57.7	56.9	55.1	56.0	56.5	1	56	I 類型	○	無指定
	54	成田市	三里塚グラウンド	64.7	63.6	63.9	63.6	63.2	63.4	63.1	64.0	62.6	62.2	63.2	63.9	12	64	I 類型	×	第1種
	55	成田市	本城	57.0	55.6	56.0	54.8	54.6	55.0	57.1	58.0	57.5	56.6	57.5	57.3	3	57	I 類型	○	無指定
	56	成田市	堀之内	56.3	55.0	54.6	50.4	53.7	56.9	59.2	60.1	60.1	59.0	58.8	59.1	6	58	I 類型	×	第1種
	57	成田市	大室(NAA)	57.7	57.0	55.8	54.4	55.9	57.0	58.4	57.8	59.1	57.9	58.1	57.7	7	57	I 類型	○	第1種
	58	成田市	新田(NAA)	57.2	56.7	54.0	54.7	54.6	53.2	54.7	55.1	58.3	58.5	57.1	56.9	2	56	I 類型	○	第1種
	59	成田市	新田(成田市)	59.6	58.5	56.8	57.0	56.8	56.1	57.1	57.1	59.8	60.3	59.3	59.0	6	58	I 類型	×	第1種
	60	多古町	一鍬田	55.2	54.6	53.9	54.0	53.5	52.3	51.2	52.1	52.0	52.6	53.2	53.6	0	53	I 類型	○	第1種
	61	芝山町	梅ノ木	55.3	54.8	54.3	53.1	53.4	52.8	51.9	52.8	52.6	52.7	53.6	54.0	0	54	I 類型	○	無指定
	62	芝山町	芝山千代田	58.1	57.4	56.4	55.8	55.2	54.6	54.6	55.7	56.3	57.0	56.5	56.9	1	56	I 類型	○	無指定
	63	芝山町	菱田	59.6	59.2	58.9	57.4	57.4	57.9	58.5	59.0	58.9	58.8	58.9	59.4	10	59	I 類型	×	第1種
	64	芝山町	大里	59.0	58.2	57.9	57.3	56.3	55.2	55.2	56.8	56.4	56.9	56.9	57.9	4	57	II 類型	○	無指定

(空港南側)

L_{den} 単位: dB

区分	No.	所在地	測定局名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	57dB 超過 月数	30年度 年間値	環境基準 類型	達成 状況	騒音 区域
A南側 コース 直下	65	芝山町	34L	72.7	72.7	73.0	72.9	72.7	72.2	71.4	71.8	70.6	70.7	70.9	72.3	12	72	指定地域外	—	空港内
	66	芝山町	大台	66.2	66.1	66.2	65.7	65.3	64.9	64.4	65.0	63.7	64.0	64.4	66.1	12	65	指定地域外	—	第3種
	67	芝山町	小池	63.2	62.8	63.0	62.7	62.1	61.5	60.2	61.4	59.7	60.1	61.0	62.6	12	62	I 類型	×	第1種
	68	芝山町	芝山集会所	61.8	61.5	61.4	59.1	59.7	59.5	60.0	60.6	59.2	59.6	60.1	61.7	12	60	I 類型	×	第1種
	69	横芝光町	中台(千葉県)	62.1	61.9	61.8	61.3	60.6	60.4	59.5	60.4	58.9	59.1	59.9	61.6	12	61	I 類型	×	第1種
	70	山武市	八田	59.0	58.6	58.7	57.0	57.1	57.0	57.0	58.0	56.4	56.9	57.6	58.9	6	58	I 類型	×	第1種
	71	山武市	蓮沼	54.7	54.4	54.3	53.9	53.3	53.3	54.0	54.7	53.7	53.6	54.2	55.1	0	54	I 類型	○	無指定
B南側 コース 直下	72	成田市	34R	73.1	73.2	73.0	70.8	72.6	74.4	75.0	74.8	74.8	74.4	74.1	74.2	12	74	指定地域外	—	空港内
	73	芝山町	加茂	61.0	60.8	60.3	57.8	59.5	61.6	62.3	62.5	62.7	62.3	62.2	62.4	12	61	I 類型	×	第1種
	74	多古町	千田	58.5	58.2	57.9	55.4	56.3	59.0	60.1	60.2	60.2	59.8	59.6	59.8	10	59	I 類型	×	第1種
	75	多古町	牛尾	57.7	57.3	57.0	54.6	55.9	58.2	59.4	59.5	59.6	59.1	59.0	59.2	8	58	I 類型	×	無指定
	76	横芝光町	横芝	56.0	55.7	55.6	53.3	54.2	56.6	58.1	58.4	58.4	58.1	58.0	58.0	6	57	I 類型	○	無指定
	77	横芝光町	上堺	55.8	55.3	55.1	52.6	53.4	56.0	57.7	58.1	57.8	57.4	57.4	57.5	4	56	I 類型	○	無指定
A南側 コース 西	78	成田市	南三里塚	61.2	60.3	60.4	60.5	59.8	58.6	57.8	59.4	58.2	58.1	59.5	60.0	12	60	I 類型	×	第1種
	79	芝山町	牧野西	52.1	50.9	51.0	50.9	49.6	47.8	46.2	48.5	46.7	46.2	48.7	50.2	0	49	I 類型	○	無指定
	80	芝山町	高田西	52.8	52.1	52.1	51.5	50.4	48.6	46.3	49.4	46.8	47.4	49.7	51.4	0	50	I 類型	○	無指定
	81	芝山町	芝山	57.9	57.2	57.1	57.2	56.3	54.8	52.5	54.6	52.1	52.4	54.3	56.3	1	56	I 類型	○	第1種
	82	芝山町	芝山町役場	59.8	59.3	59.4	59.4	58.7	57.2	54.9	57.1	54.6	55.2	56.8	58.5	6	58	I 類型	×	第1種
	83	山武市	山室	55.7	54.8	54.8	54.8	53.8	52.5	50.5	52.4	50.0	50.6	52.2	54.0	0	53	I 類型	○	無指定
	84	山武市	古和	52.5	52.0	51.9	51.5	50.6	49.3	47.3	50.2	47.5	48.2	49.8	51.4	0	50	I 類型	○	無指定
	85	山武市	蕪木	54.9	54.4	54.4	54.3	53.4	52.1	50.4	52.5	50.1	50.8	52.4	53.5	0	53	I 類型	○	無指定
	86	山武市	松尾	57.5	57.0	57.0	57.0	56.2	55.2	54.3	55.6	53.5	54.1	55.0	56.7	1	56	I 類型	○	無指定
	87	山武市	上横地	49.8	49.4	50.4	49.7	47.9	46.5	46.0	48.0	45.8	46.6	48.0	49.7	0	48	I 類型	○	無指定
	88	山武市	木戸	52.8	52.3	52.6	52.3	51.4	50.7	50.6	51.7	49.9	50.5	51.3	52.5	0	52	I 類型	○	無指定
B南側 コース 東	89	芝山町	菱田東	56.7	56.2	55.8	54.5	55.0	55.5	55.5	55.8	55.8	55.7	55.9	56.2	0	56	I 類型	○	第1種
	90	多古町	間倉	52.7	51.1	50.8	51.5	50.4	49.6	48.9	50.3	50.0	50.4	50.7	51.3	0	51	I 類型	○	無指定
	91	多古町	喜多	52.5	52.2	53.0	51.4	51.5	52.3	52.1	52.7	52.5	52.2	52.5	53.2	0	52	I 類型	○	無指定
	92	多古町	船越	52.4	52.2	53.0	51.2	51.3	52.7	53.2	54.0	53.9	53.7	53.9	54.3	0	53	I 類型	○	無指定
	93	横芝光町	宝米	55.5	55.2	55.3	52.8	53.5	55.8	57.4	57.9	57.9	57.6	57.5	57.7	5	56	I 類型	○	無指定
南側 谷間 地区	94	芝山町	芝山東	57.8	57.4	57.1	56.4	56.4	56.1	55.4	56.2	55.6	55.7	56.2	57.1	1	57	I 類型	○	無指定
	95	芝山町	谷	61.2	61.2	61.2	61.4	60.7	59.4	56.2	57.8	55.9	56.5	58.1	59.8	9	60	I 類型	×	第1種
	96	芝山町	上吹入	57.9	57.4	57.8	57.4	56.8	56.4	54.9	56.2	54.9	55.1	56.0	57.3	2	57	I 類型	○	無指定
	97	芝山町	高谷	56.2	55.9	56.9	55.2	55.8	56.3	56.4	57.2	56.7	56.7	56.8	57.5	1	57	I 類型	○	無指定
	98	芝山町	竜ヶ塚	60.2	59.9	60.2	60.1	59.2	58.4	55.7	57.6	55.4	55.9	57.9	59.1	9	59	I 類型	×	第1種
	99	横芝光町	牛熊	56.1	55.7	56.9	56.4	55.4	55.1	54.8	56.0	54.7	54.6	55.5	56.7	0	56	I 類型	○	無指定
	100	横芝光町	中台(NAA)	58.3	57.6	57.6	57.0	56.7	55.4	54.0	55.5	53.6	54.1	55.4	57.1	3	56	I 類型	○	第1種
	101	横芝光町	大総	57.3	56.7	56.4	55.0	55.3	56.3	57.3	57.9	57.4	57.2	57.4	57.9	2	57	I 類型	○	無指定
	102	横芝光町	長倉	57.8	57.3	57.5	56.5	56.2	55.8	55.4	57.0	55.6	55.8	56.9	57.7	3	57	I 類型	○	無指定
																			環境基準達成局数	53
																			非達成局数	31
																			指定地域外等局数	5
																			計	89
																			環境基準達成率(%)	63%

※環境基準の適合状況の評価は年平均値で行う。

2 測定結果の経年変化

(空港北側)

区分	No.	所在地	測定局名	騒音区域	環境基準類型	L _{den} (dB)						WECPNL									移設年月		
						H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		H29	H30
A北側コース直下	14	成田市	荒海	第1種	I 類型	62.4	62.0	62.0	61.9	61.7	61.5	60.8	75.2	74.2	73.7	74.0	74.0	74.0	73.9	73.6	73.2	72.4	
	15	成田市	荒海橋本	第1種	I 類型	62.1	62.4	62.2	62.0	61.9	61.2	61.2	75.2	73.9	73.4	74.3	74.1	74.3	74.0	73.6	73.4	72.6	
	16	成田市	芦田(成田市)	第1種	I 類型	62.3	62.1	61.9	62.0	61.9	61.3	61.3	76.2	75.3	74.7	75.3	75.2	75.1	74.9	74.8	74.5	73.9	
	17	成田市	西和泉	第2種	I 類型	64.4	64.4	64.4	63.9	63.7	63.1	78.2	77.1	76.6	77.1	77.1	77.0	76.5	76.2	75.4			
	18	成田市	16R	空港内	指定地域外	72.4	72.0	71.9	71.6	71.5	71.2	70.1	89.9	88.5	88.3	88.3	88.3	88.3	87.9	87.6	87.4	86.1	
B北側コース直下	19	成田市	西大須賀	第1種	I 類型	59.1	59.4	59.6	59.4	59.3	59.6	60.3	69.9	72.0	71.3	71.7	72.1	72.1	71.9	71.8	72.3	72.9	
	20	成田市	四谷	第1種	I 類型	58.1	58.4	58.4	58.2	58.3	58.6	68.3	69.7	68.9	69.4	69.5	69.7	69.7	69.3	69.6	69.9		
	21	成田市	高倉	第1種	I 類型	62.0	62.0	62.0	61.9	62.2	62.9	73.3	75.7	74.7	75.1	75.5	75.8	75.7	75.8	76.3	76.9		
	22	成田市	土室(千葉県)	第1種	I 類型	65.2	65.3	65.2	64.8	65.2	66.0	77.5	80.4	79.3	79.8	80.0	79.8	79.5	79.4	79.9	80.7	H21年4月	
	23	成田市	16L	第2種	I 類型	69.5	69.9	70.2	70.2	70.0	69.7	70.3	84.6	87.0	85.8	86.1	86.5	86.3	86.0	86.2	86.8	H20年11月	
A北側コース西	24	栄町	矢口	無指定	I 類型	49.9	(47.9)	49.5	49.3	49.5	49.2	62.2	61.6	61.2	61.4	61.3	(59.3)	61.0	60.7	60.7	60.6	H27年3月	
	25	成田市	竜台	無指定	I 類型	53.6	53.6	53.7	54.1	53.9	53.4	65.6	65.1	64.3	64.7	64.3	64.5	64.4	64.7	64.5	64.1		
	26	成田市	北羽鳥	無指定	I 類型	57.1	57.3	57.2	56.8	56.6	56.0	69.6	68.8	68.4	68.6	68.5	68.7	68.6	68.1	67.8	67.2		
	27	成田市	北羽鳥北部	無指定	I 類型	56.5	56.3	56.3	56.3	56.0	55.6	67.5	66.8	66.4	66.8	66.5	66.4	66.3	66.2	65.7	65.4		
	28	成田市	長沼	無指定	I 類型	57.2	57.1	56.9	57.0	56.7	56.5	69.3	68.8	68.1	68.5	68.3	68.1	67.9	67.9	67.5	67.2		
	29	成田市	芦田(NAA)	無指定	I 類型	58.5	57.7	57.6	57.4	57.6	56.9	56.4	69.9	69.3	69.0	69.0	68.4	68.3	68.1	68.1	67.3	66.7	
	30	成田市	押畑	無指定	I 類型	51.0	50.7	50.6	51.0	50.7	50.2	62.5	62.3	62.0	62.2	61.7	61.5	61.4	61.6	61.3	60.8		
	31	成田市	赤荻	第1種	I 類型	59.6	59.6	59.6	59.9	59.4	59.0	71.8	71.3	71.3	71.3	70.7	70.8	70.8	70.9	70.3	69.9		
	32	成田市	下金山	無指定	I 類型	51.9	51.5	51.5	52.3	51.9	51.5	65.0	64.6	64.5	64.9	63.9	63.7	63.6	64.1	63.7	63.6		
	33	成田市	野毛平	第1種	I 類型	60.2	59.9	60.0	60.1	59.9	59.5	73.1	72.8	72.6	72.5	72.1	71.8	72.1	72.0	71.6	71.3		
34	成田市	馬場	無指定	I 類型	55.6	55.1	55.2	55.2	54.4	54.5	68.0	67.7	67.7	67.9	67.2	66.9	67.1	66.8	66.2	66.2			
B北側コース東	35	成田市	猿山	無指定	I 類型	49.2	49.4	49.8	50.0	49.6	49.1	59.0	57.1	57.2	59.5	59.4	59.2	59.8	60.0	59.8	59.4		
	36	成田市	滑川	第1種	I 類型	55.8	55.9	56.1	56.1	56.0	56.1	66.3	66.3	65.7	66.4	66.7	66.5	66.7	66.8	66.9	67.2		
	37	成田市	内宿	第1種	I 類型	53.8	53.9	54.3	54.6	54.7	54.1	65.3	62.8	62.7	63.5	63.5	63.9	64.6	64.8	64.4	64.0		
	38	成田市	土室(NAA)	第1種	I 類型	55.8	55.9	56.2	56.3	56.6	55.8	68.1	65.0	65.0	66.0	66.3	66.2	66.7	67.0	66.5	66.0		
	39	成田市	大室(成田市)	第1種	I 類型	57.3	57.8	58.1	58.9	57.9	57.4	69.7	66.2	66.3	67.3	67.9	67.8	68.4	69.1	68.6	67.9		
北側谷間地区	40	成田市	新川	無指定	I 類型	56.9	56.7	56.8	56.9	56.6	56.1	68.1	67.7	67.3	67.9	67.6	67.3	67.4	67.5	67.0	66.5		
	41	成田市	水掛	無指定	I 類型	56.3	56.3	56.5	56.8	56.2	55.8	67.7	66.5	66.4	67.1	66.7	66.7	66.8	67.1	66.5	66.1		
	42	成田市	磯部	第1種	I 類型	58.0	57.9	57.8	57.9	57.5	57.0	70.1	69.6	69.0	69.5	69.3	69.5	69.2	69.2	68.6	68.1		
	43	成田市	幡谷	無指定	I 類型	56.4	56.5	56.9	57.0	56.6	56.3	68.1	66.7	66.5	67.5	66.9	66.7	67.3	67.3	67.0	66.8		
	44	成田市	久住	無指定	I 類型	57.9	57.5	57.4	57.4	57.6	57.1	68.4	67.5	(65.5)	68.0	67.6	67.5	67.5	67.7	67.2	67.0	H24年3月	
	45	成田市	飯岡	第1種	I 類型	60.6	60.0	59.7	59.6	59.7	59.2	58.8	72.2	71.9	71.6	72.1	71.4	71.2	71.2	70.7	70.3		
	46	成田市	大生	第1種	I 類型	59.8	59.6	59.8	59.8	59.7	59.3	72.4	71.9	71.5	71.9	71.5	71.3	71.4	71.3	71.0	70.6		
	47	成田市	成毛	無指定	I 類型	56.5	56.6	57.1	57.2	56.6	56.0	68.6	66.1	66.3	67.1	66.7	66.6	67.3	67.4	66.9	66.2		
48	成田市	野毛平工業団地	第1種	指定地域外	59.9	59.7	59.8	59.9	59.5	59.2	72.1	71.7	71.4	71.8	71.3	71.1	71.1	71.2	70.7	70.4			

(空港側方)

区分	No.	所在地	測定局名	騒音区域	環境基準類型	L _{den} (dB)						WECPNL									移設年月		
						H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		H29	H30
空港側方	49	成田市	遠山	第1種	I 類型	58.5	58.4	58.5	58.4	58.3	58.0	72.0	71.9	71.7	71.8	71.3	71.1	71.2	71.1	71.0	70.7		
	50	富里市	大和	無指定	I 類型	45.2	45.5	45.6	45.8	45.1	44.6	60.6	59.0	58.8	59.2	57.9	58.3	58.1	58.1	57.4	56.5		
	51	成田市	本三里塚	第1種	I 類型	58.6	58.5	58.5	58.3	58.1	57.8	75.2	73.7	73.3	73.5	72.8	72.5	72.4	72.1	72.0	71.4		
	52	成田市	三里塚小学校	第1種	I 類型	61.0	60.7	60.5	60.3	60.0	60.0	59.4	73.7	73.9	73.8	73.6	73.2	72.8	72.8	72.1			
	53	成田市	御料牧場記念館	無指定	I 類型	56.5	56.0	56.1	56.0	56.0	55.8	69.6	69.4	69.3	69.4	69.4	68.8	68.7	68.6	68.6	68.1		
	54	成田市	三里塚グラウンド	第1種	I 類型	64.9	64.8	64.3	64.1	63.9	63.5	77.4	77.4	77.4	77.4	77.2	76.9	76.8	76.8	76.4	H26年8月		
	55	成田市	本城	無指定	I 類型	57.8	57.7	57.4	57.3	57.3	56.5	70.1	70.3	70.2	70.5	70.0	70.0	69.6	69.4	69.3	68.4		
	56	成田市	堀之内	第1種	I 類型	58.2	57.8	57.4	57.6	57.5	57.7	71.2	70.6	70.3	70.7	70.0	69.5	69.1	69.2	69.3	69.3		
	57	成田市	大室(NAA)	第1種	I 類型	57.3	57.9	58.1	58.2	59.0	58.0	72.6	67.4	67.4	68.4	69.2	68.7	69.4	70.3	69.7	68.8		
	58	成田市	新田(NAA)	第1種	I 類型	54.3	54.7	54.6	54.0	54.6	55.5	56.2	67.8	68.0	67.3	67.9	68.0	67.7	67.6	68.3	69.1	70.0	
	59	成田市	新田(成田市)	第1種	I 類型	56.5	56.9	56.5	57.1	58.1	58.3	70.5	68.7	67.9	69.0	69.2	69.3	69.3	69.9	71.2	71.4		
	60	多古町	一畝田	第1種	I 類型	51.9	53.4	53.8	53.5	53.4	53.5	53.3	68.9	63.2	62.0	63.1	64.9	64.4	64.6	64.7	65.2	65.2	H22年4月
	61	芝山町	梅ノ木	無指定	I 類型	53.3	53.8	53.5	53.4	53.8	53.5	66.4	62.7	62.1	63.0	64.3	64.1	64.3	64.3	64.9	64.9		
	62	芝山町	芝山千代田	無指定	I 類型	56.6	57.2	57.3	56.5	56.5	56.7	56.3	67.0	67.5	67.8	67.5	67.0	67.0	67.0	67.1	67.0		
	63	芝山町	菱田	第1種	I 類型	58.3	58.4	58.2	58.2	58.6	58.7	69.9	69.5	69.0	69.3	69.7	69.5	69.4	69.7	70.1	70.3		
	64	芝山町	大里	無指定	II 類型	57.3	57.4	57.0	56.9	57.2	57.1	69.5	69.0	68.5	69.0	69.2	68.9	68.4	68.3	68.5	68.6		

(空港南側)

区分	No.	所在地	測定局名	騒音 区域	環境 基準 類型	L _{den} (dB)						WECPNL										移設年月				
						L _{den} (dB)						WECPNL														
						H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		H30			
A南側 コース 直下	65	芝山町	34L	空港内	指定地域外	73.8	74.4	74.0	73.5	73.3	72.8	72.1	90.6	89.6	88.3	89.6	90.6	90.3	89.7	89.4	88.7	87.7				
	66	芝山町	大台	第3種	指定地域外	/	67.5	67.4	66.9	66.8	66.3	65.3	81.1	80.0	79.1	80.3	81.7	81.6	81.0	80.8	80.2	78.8				
	67	芝山町	小池	第1種	I 類型	/	63.9	63.7	63.2	63.0	62.7	61.8	76.4	75.7	74.8	75.5	76.1	76.0	75.5	75.2	74.8	73.7				
	68	芝山町	芝山集会所	第1種	I 類型	/	62.6	62.3	62.1	62.0	61.5	60.4	75.3	74.1	73.3	74.1	74.6	74.4	74.2	73.9	73.3	72.0				
	69	横芝光町	中台(千葉県)	第1種	I 類型	/	62.5	62.6	62.4	62.2	(61.5)	60.8	74.5	73.6	72.3	73.0	74.8	74.8	74.4	74.1	(73.4)	72.2	H25年4月			
	70	山武市	八田	第1種	I 類型	/	60.1	59.6	59.0	58.9	58.6	57.8	72.6	71.8	70.8	71.6	71.6	71.7	71.2	71.0	70.6	69.9				
	71	山武市	蓮沼	無指定	I 類型	/	55.8	55.9	55.8	(54.9)	54.7	54.6	65.9	67.6	66.5	66.6	66.9	66.7	(65.4)	65.2	65.2	64.6	H27年7月			
B南側 コース 直下	72	成田市	34R	空港内	指定地域外	71.1	70.7	70.8	70.7	70.8	(70.4)	73.8	79.2	86.6	86.5	86.8	86.6	86.6	86.6	87.1	(86.5)	91.5	H22年4月 H29年12月			
	73	芝山町	加茂	第1種	I 類型	/	58.8	59.3	(60.1)	60.5	60.8	61.5	68.6	69.8	69.3	69.8	70.2	70.7	(72.1)	72.8	73.0	73.7	H27年1月			
	74	多古町	千田	第1種	I 類型	/	57.6	57.6	57.6	57.4	58.1	58.5	59.0	68.7	70.0	69.3	69.5	69.5	69.4	69.4	70.1	70.6	71.1			
	75	多古町	牛尾	無指定	I 類型	/	57.3	57.1	57.4	57.1	57.5	57.6	58.3	66.6	68.2	68.1	68.0	67.9	68.2	67.9	68.4	68.4	69.1			
	76	横芝光町	横芝	無指定	I 類型	/	55.7	55.6	55.8	55.5	55.9	56.3	57.0	66.2	66.0	65.5	66.2	66.2	66.3	66.1	66.6	66.9	67.5			
	77	横芝光町	上塚	無指定	I 類型	/	55.4	55.2	55.3	55.0	55.3	55.8	56.5	59.7	65.8	65.2	66.0	65.7	65.8	65.6	65.9	66.2	66.7			
A南側 コース 西	78	成田市	南三里塚	第1種	I 類型	/	59.7	59.6	59.0	59.1	59.7	59.6	73.2	73.5	72.7	73.3	73.0	72.9	72.2	72.4	73.1	72.8				
	79	芝山町	牧野西	無指定	I 類型	/	50.3	50.1	49.6	49.4	49.8	49.5	62.0	62.5	61.6	62.0	62.6	62.4	61.6	61.3	61.9	61.7				
	80	芝山町	高田西	無指定	I 類型	/	51.2	51.1	50.8	50.2	50.7	50.3	60.3	61.0	60.3	60.7	62.0	62.1	61.5	60.9	61.5	61.0				
	81	芝山町	芝山	第1種	I 類型	/	56.5	56.8	56.8	56.1	55.7	56.0	55.6	67.0	67.3	66.6	66.7	67.1	67.3	66.4	65.9	66.2	65.7			
	82	芝山町	芝山町役場	第1種	I 類型	/	58.8	58.9	58.4	58.0	58.3	57.9	69.5	69.5	69.2	69.5	70.0	70.3	69.6	69.2	69.4	68.8				
	83	山武市	山室	無指定	I 類型	/	54.8	54.9	54.8	54.1	53.8	53.8	53.4	66.0	66.1	65.5	65.6	65.8	65.9	65.0	64.7	64.7	64.1			
	84	山武市	古和	無指定	I 類型	/	51.8	51.7	51.1	50.8	50.9	50.5	62.7	63.0	62.5	62.8	63.0	63.1	62.2	62.0	62.0	61.5				
	85	山武市	蕪木	無指定	I 類型	/	54.1	54.0	53.4	53.2	53.6	53.0	65.2	65.4	64.7	65.1	65.3	65.3	64.5	64.3	64.7	64.0				
	86	山武市	松尾	無指定	I 類型	/	56.2	56.9	56.8	56.6	56.4	56.5	55.9	68.2	67.7	67.0	67.2	67.9	67.8	67.2	66.9	67.0	66.3	H25年9月		
	87	山武市	上横地	無指定	I 類型	/	49.2	49.2	48.9	48.6	48.7	48.4	59.7	59.8	59.1	59.5	59.6	59.6	59.1	58.7	58.7	58.4				
88	山武市	木戸	無指定	I 類型	/	53.2	53.0	52.6	52.6	52.5	51.7	63.9	63.3	62.8	63.2	63.6	63.3	62.7	62.7	62.5	61.6					
B南側 コース 東	89	芝山町	菱田東	第1種	I 類型	/	54.7	55.5	55.7	55.5	55.6	55.7	55.8	67.7	65.8	65.2	65.5	66.4	66.3	66.4	66.8	67.0	67.2			
	90	多古町	間倉	無指定	I 類型	/	50.8	50.7	50.5	50.7	51.2	50.7	61.8	58.9	58.5	59.5	60.5	60.3	60.5	60.6	61.2	61.2				
	91	多古町	喜多	無指定	I 類型	/	51.5	52.0	52.3	52.1	52.0	52.6	62.6	62.0	61.6	61.6	62.0	62.1	62.2	62.3	63.0	62.9				
	92	多古町	船越	無指定	I 類型	/	52.0	52.2	52.1	52.4	52.8	53.1	63.6	62.3	61.5	62.3	62.8	62.8	62.8	63.0	63.5	63.8				
	93	横芝光町	宝米	無指定	I 類型	/	54.9	55.1	54.9	55.3	55.8	56.5	64.2	65.6	64.9	65.6	65.6	65.6	65.7	66.1	66.5	67.2				
南側 谷間 地区	94	芝山町	芝山東	無指定	I 類型	/	56.1	56.6	56.6	56.2	56.0	56.5	56.5	67.8	67.6	66.9	67.1	67.4	67.2	66.8	66.8	67.3	67.5			
	95	芝山町	谷	第1種	I 類型	/	60.1	59.8	59.5	59.2	59.5	59.6	75.0	75.5	74.4	74.6	73.1	72.7	72.4	72.0	72.2	72.5	H25年4月			
	96	芝山町	上吹入	無指定	I 類型	/	57.0	57.0	56.6	56.4	56.6	56.6	68.5	68.7	67.9	68.2	68.1	68.0	67.5	67.4	67.7	67.8				
	97	芝山町	高谷	無指定	I 類型	/	56.1	56.2	55.9	56.0	56.4	56.5	66.9	67.5	66.7	67.0	67.2	67.2	67.0	67.0	67.5	67.7				
	98	芝山町	竜ヶ塚	第1種	I 類型	/	59.9	59.8	59.2	58.6	59.0	58.6	72.9	73.0	71.7	72.1	72.4	72.4	71.7	71.0	71.4	70.9				
	99	横芝光町	牛熊	無指定	I 類型	/	56.2	55.9	55.7	55.6	55.9	55.7	67.9	67.8	66.5	67.0	67.4	67.1	66.8	66.6	66.9	66.8				
	100	横芝光町	中台(NAA)	第1種	I 類型	/	57.7	57.8	57.6	57.1	56.7	56.7	56.3	70.6	70.5	69.2	69.1	69.4	69.3	68.6	68.2	68.1	67.7			
	101	横芝光町	大総	無指定	I 類型	/	56.1	56.2	56.2	56.0	56.2	56.5	56.9	67.5	68.0	66.9	66.8	67.0	67.0	66.8	67.0	67.3	67.6			
	102	横芝光町	長倉	無指定	I 類型	/	57.5	57.4	56.8	(56.7)	56.9	56.7	70.0	69.8	68.5	68.8	69.0	68.9	68.2	(68.2)	68.3	68.1				
環境基準達成局数						48	48	53	48	51	53	56	58	58	59	/	/	/	/	/	/	/	/			
非達成局数						36	34	30	35	32	31	29	28	26	26	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
指定地域外等局数						5	7	6	6	6	5	5	5	5	5	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
計						89	89	89	89	89	89	90	91	89	90	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
環境基準達成率						57%	59%	64%	58%	61%	63%	59%	64%	69%	69%	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

※1 平成24年度のL_{den}値は、L_{den}を測定した測定局(NAA設置局)のみ参考として記載した。

※2 欠測等の理由により、年間値を参考値とした測定結果を()で示す。

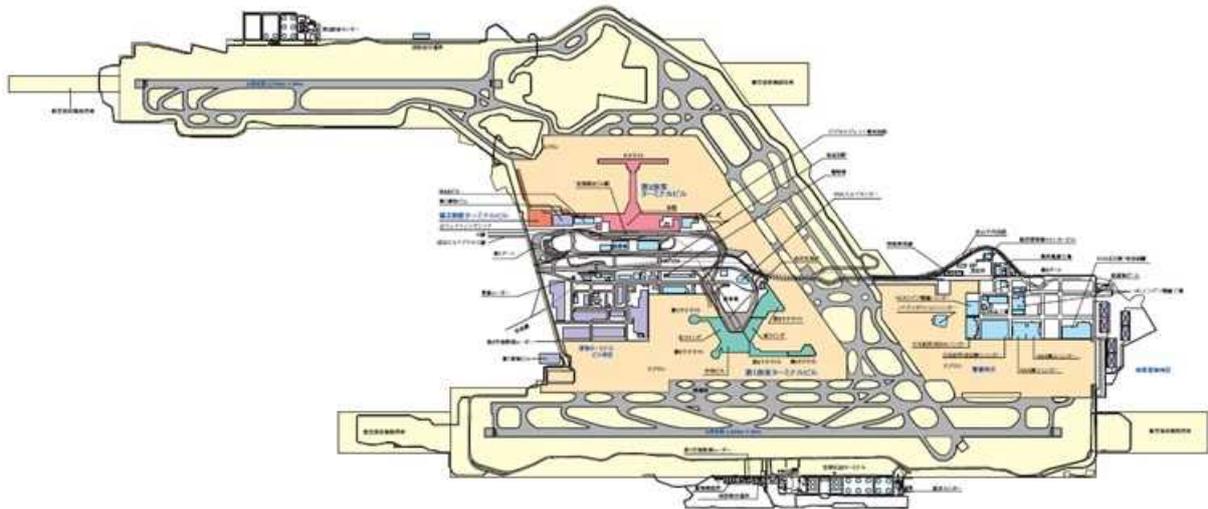
第 3 参考資料

1 成田国際空港の概要

(1) 空港の概要

空港の概要について以下に整理する。

図10 空港全体図 (出典：成田国際空港株式会社ホームページ)



ア 空港の位置及び面積

- (ア) 位置 千葉県成田市
- (イ) 標点の位置 北緯 35度45分55秒 東経140度23分08秒
海拔41メートル
- (ウ) 面積 全体計画面積 1,198ヘクタール
供用区域面積 1,137ヘクタール
未供用整備区域面積 61ヘクタール

イ 空港の設置者

成田国際空港株式会社 (N A A ; Narita International Airport Corporation)

ウ 空港の基本施設

- (ア) 滑走路A 長さ 4,000m × 幅 60m
- (イ) 滑走路B 長さ 2,500m × 幅 60m
- (ウ) 誘導路 長さ 31,200m × 幅 30m、25m、23m
- (エ) エプロン 面積 約243ヘクタール
- (オ) スポット数 (平成30年10月末現在)

区分	スポット数
T1スポット	40
T2スポット	32
T3スポット	11
貨物地区スポット	21
オープンスポット	34
整備地区スポット	33
合計	171

(注)一時閉鎖中のものを含む

エ 運用状況

(ア) 滑走路運用時間

A滑走路：午前6時から午前0時まで

B滑走路：午前6時から午後11時まで

(イ) 発着回数（平成30年度実績）

		発着回数				比較		
		①平成30年度		②平成29年度		①-②		前年度比
		年間値	日平均	年間値	日平均	年間値	日平均	
A滑走路	離陸	114,777	314.5	108,955	298.5	5,822	16.0	5%
	着陸	28,241	77.4	37,724	103.4	-9,483	-26.0	-25%
	計	143,018	391.8	146,679	401.9	-3,661	-10.1	-2%
B滑走路	離陸	13,626	37.3	17,267	47.3	-3,641	-10.0	-21%
	着陸	100,177	274.5	88,501	242.5	11,676	32.0	13%
	計	113,803	311.8	105,768	289.8	8,035	22.0	8%
合計	離陸	128,403	351.8	126,222	345.8	2,181	6.0	2%
	着陸	128,418	351.8	126,225	345.8	2,193	6.0	2%
	計	256,821	703.6	252,447	691.6	4,374	12.0	2%

(ウ) 航空会社の乗り入れ状況（令和元年度冬ダイヤ）

106社（海外118都市、国内22都市）

(エ) 航空旅客数（平成30年度）

43,175,992人（対前年度比 105%）

(オ) 国際航空貨物量（平成30年度）

2,129,597トン（対前年度比 93%）

(カ) 離着陸制限（カーフェュー）時間内における弾力的運用回数

単位：回

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
カーフェュー内	162	98	296	124	159
（緊急事態）	106	33	185	26	109
（弾力的運用）	56	65	111	98	50

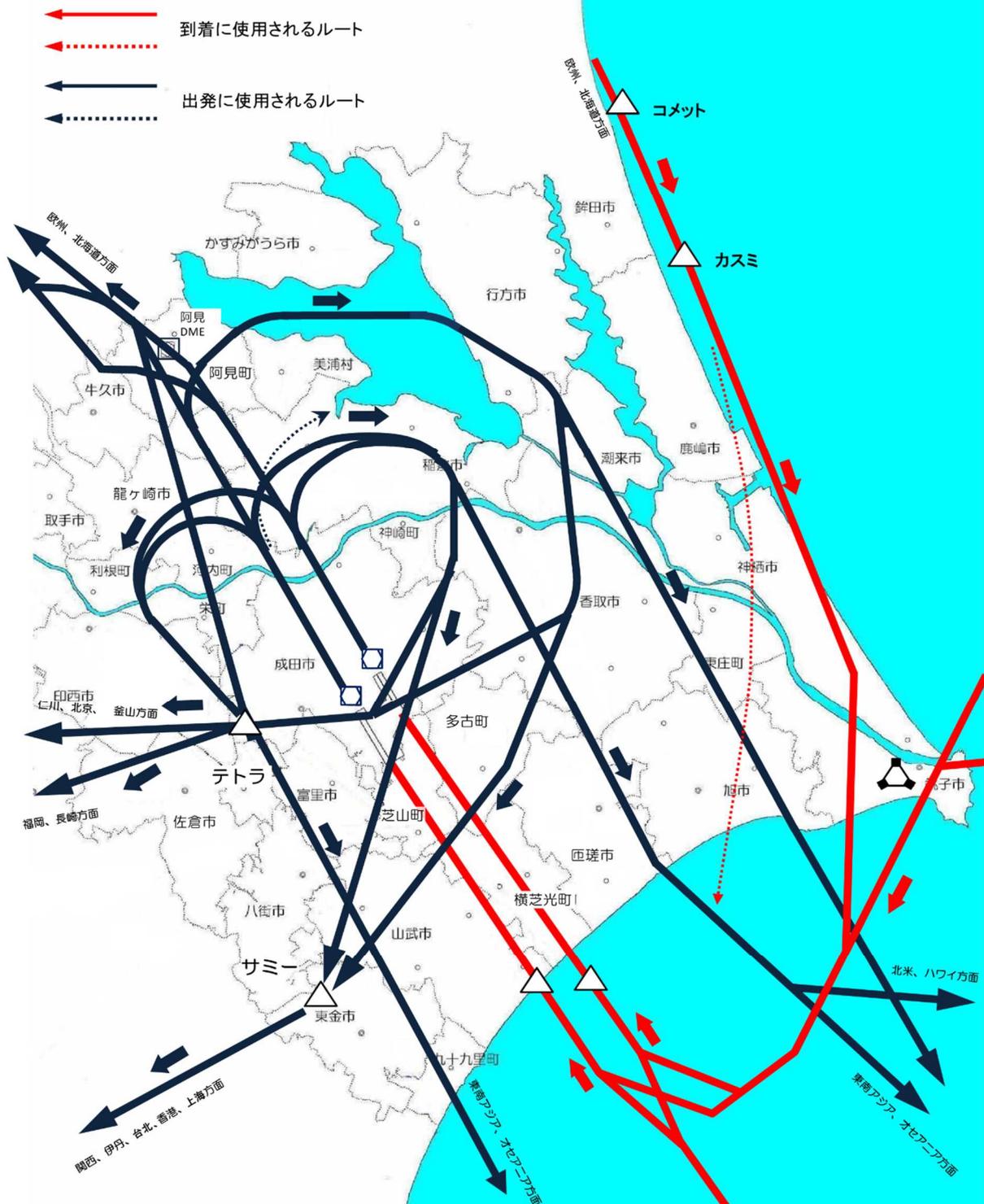
(2) 飛行コース概略図

風向別の標準飛行コースは次のとおり。

なお、令和元年度7月18日から、標準飛行コースが変更された。

ア 北風運用時（令和元年7月17日まで）
滑走路34使用；滑走路を北北西方向に進行

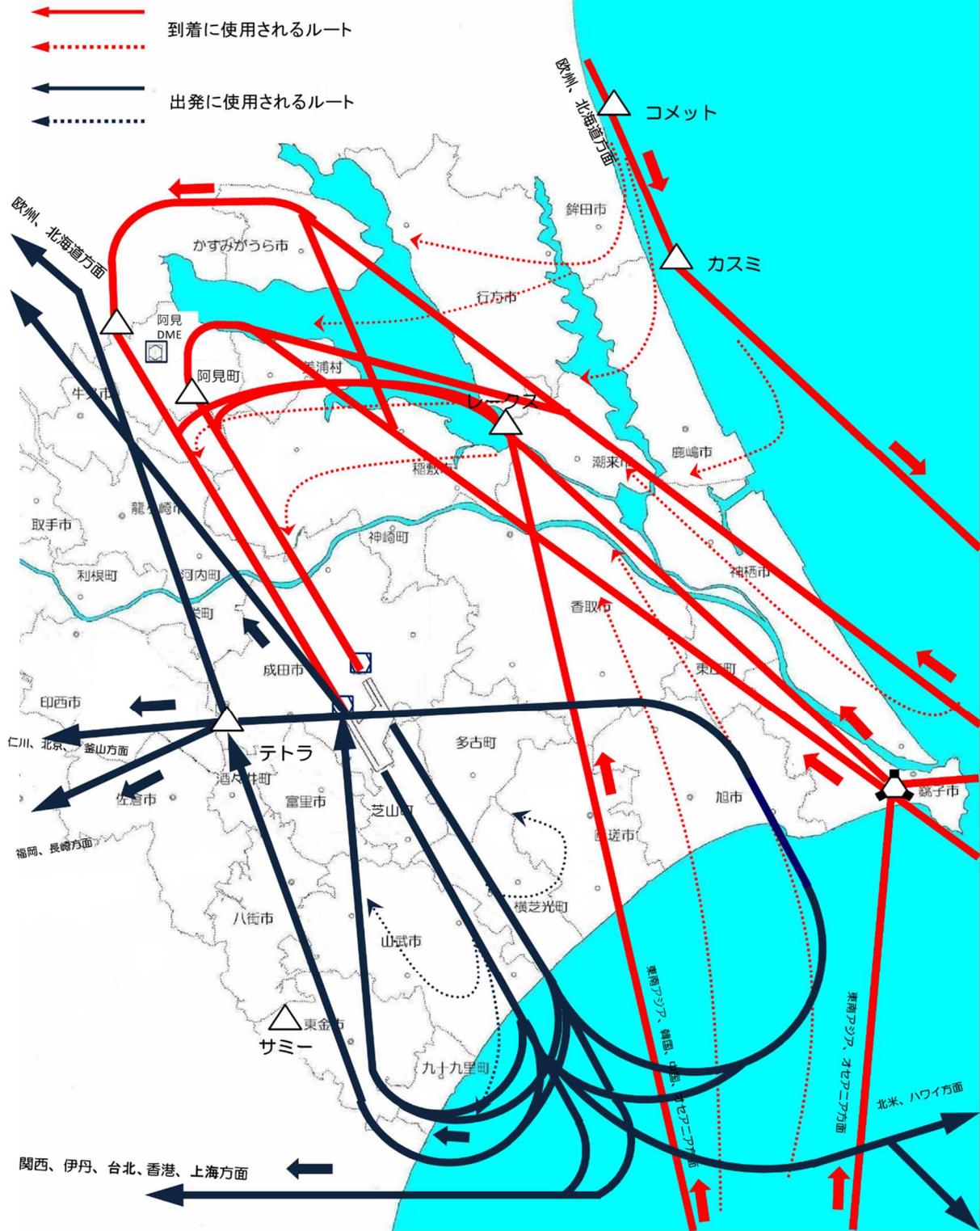
【北風運用時】成田国際空港離着陸機の標準飛行コース



出典：成田国際空港株式会社ホームページ

ウ 南風運用時（令和元年7月17日まで）
滑走路16使用；滑走路を南南東方向に進行

【南風運用時】成田国際空港離着陸機の標準飛行コース

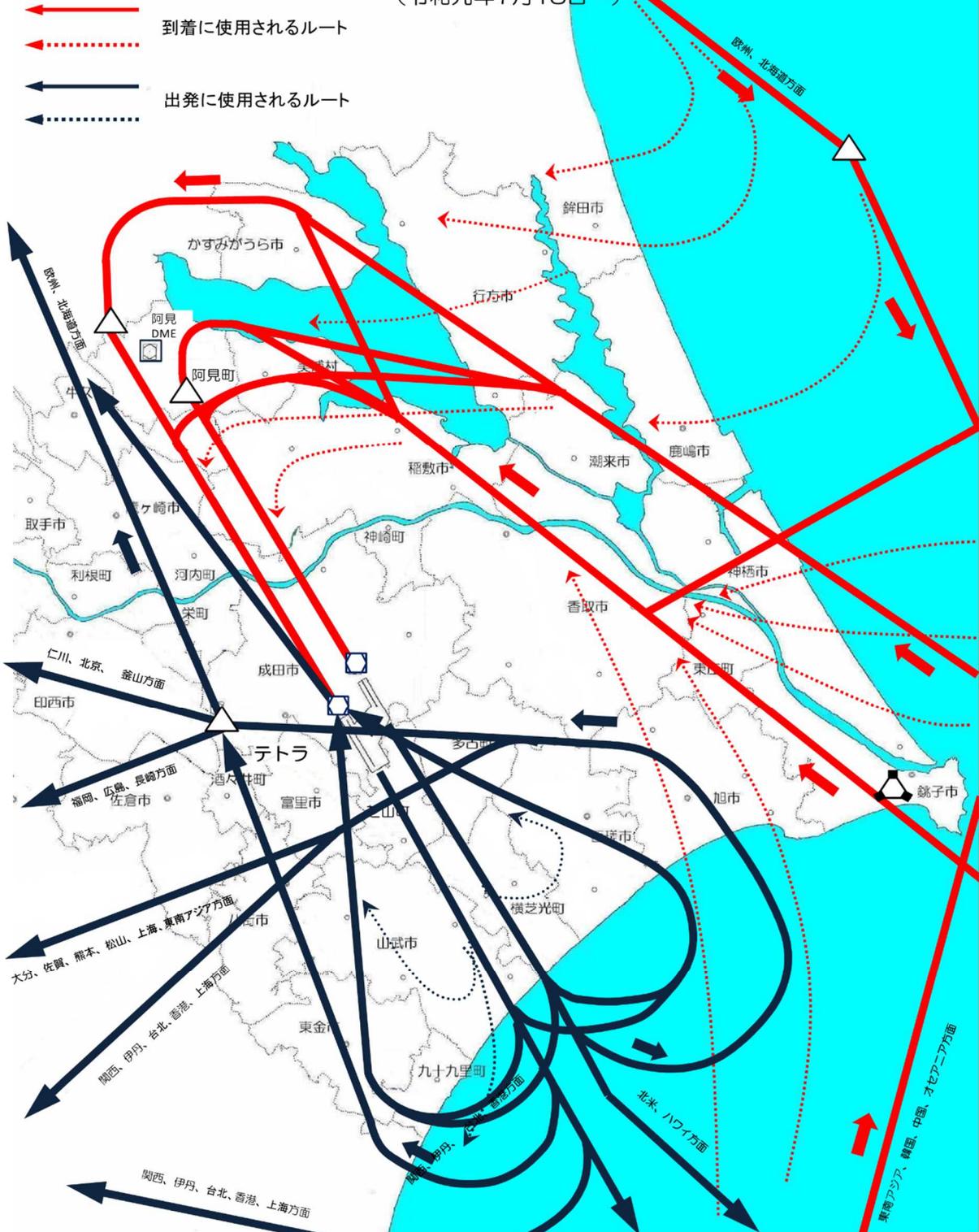


出典：成田国際空港株式会社ホームページ

エ 南風運用時（令和元年7月18日から）

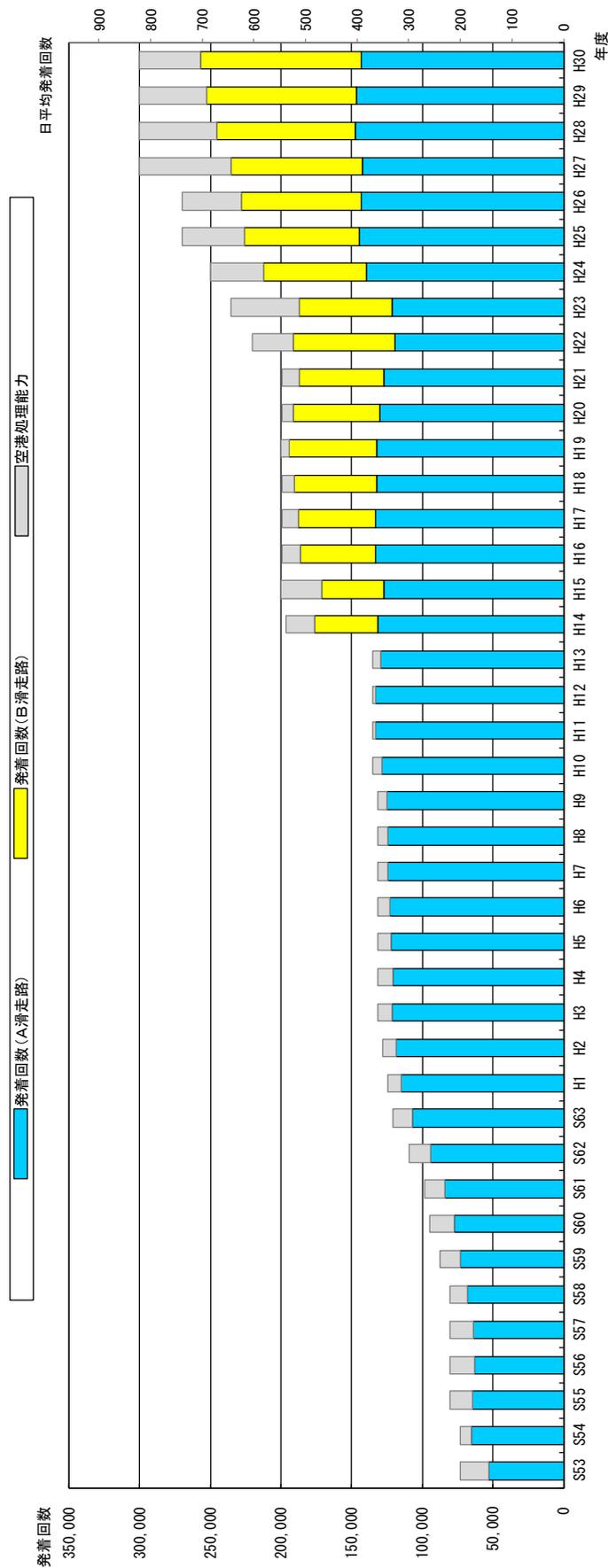
【南風運用時】 成田国際空港離着陸機の標準飛行コース（新）

（令和元年7月18日～）



出典：成田国際空港株式会社ホームページ

(3) 総発着回数の年度別推移



出典:公益財団法人成田空港周辺地域共生財団「平成30年度成田国際空港周辺航空機騒音測定結果」

(4) 機種別離着陸比率集計表

離着陸滑走路区分	A滑走路
対象年度	平成30年度
集計日数	365日

機種	空港北側						空港南側						合計				
	離陸機数	日平均	比率%	着陸機数	日平均	比率%	離陸機数	日平均	比率%	着陸機数	日平均	比率%	離陸機数	着陸機数	全機数	日平均	比率%
A320	10,023	27.5	7.0	651	1.8	0.5	8,781	24.1	6.1	505	1.4	0.4	18,804	1,156	19,960	54.7	13.9
B763	6,611	18.1	4.6	1,769	4.8	1.2	6,756	18.5	4.7	1,704	4.7	1.2	13,367	3,473	16,840	46.1	11.7
B738	6,758	18.5	4.7	849	2.3	0.6	5,799	15.9	4.0	701	1.9	0.5	12,557	1,550	14,107	38.6	9.8
B789	5,288	14.5	3.7	1,825	5.0	1.3	4,807	13.2	3.3	1,537	4.2	1.1	10,095	3,362	13,457	36.9	9.3
B788	5,316	14.6	3.7	1,403	3.8	1.0	5,431	14.9	3.8	1,258	3.4	0.9	10,747	2,661	13,408	36.7	9.3
B77W	3,593	9.8	2.5	2,196	6.0	1.5	3,891	10.7	2.7	1,797	4.9	1.2	7,484	3,993	11,477	31.4	8.0
A333	4,339	11.9	3.0	535	1.5	0.4	4,000	11.0	2.8	424	1.2	0.3	8,339	959	9,298	25.5	6.5
A321	3,446	9.4	2.4	435	1.2	0.3	3,208	8.8	2.2	365	1.0	0.3	6,654	800	7,454	20.4	5.2
B772	2,543	7.0	1.8	1,056	2.9	0.7	2,494	6.8	1.7	1,032	2.8	0.7	5,037	2,088	7,125	19.5	4.9
B77L	1,312	3.6	0.9	540	1.5	0.4	1,135	3.1	0.8	513	1.4	0.4	2,447	1,053	3,500	9.6	2.4
B748	1,093	3.0	0.8	694	1.9	0.5	751	2.1	0.5	903	2.5	0.6	1,844	1,597	3,441	9.4	2.4
B744	1,227	3.4	0.9	515	1.4	0.4	994	2.7	0.7	560	1.5	0.4	2,221	1,075	3,296	9.0	2.3
A359	1,344	3.7	0.9	294	0.8	0.2	1,127	3.1	0.8	322	0.9	0.2	2,471	616	3,087	8.5	2.1
A332	1,343	3.7	0.9	165	0.5	0.1	1,338	3.7	0.9	177	0.5	0.1	2,681	342	3,023	8.3	2.1
A388	594	1.6	0.4	501	1.4	0.3	499	1.4	0.3	593	1.6	0.4	1,093	1,094	2,187	6.0	1.5
A20N	675	1.8	0.5	195	0.5	0.1	550	1.5	0.4	213	0.6	0.1	1,225	408	1,633	4.5	1.1
DH8D	660	1.8	0.5	167	0.5	0.1	662	1.8	0.5	143	0.4	0.1	1,322	310	1,632	4.5	1.1
B773	601	1.6	0.4	37	0.1	0.0	697	1.9	0.5	16	0.0	0.0	1,298	53	1,351	3.7	0.9
A343	450	1.2	0.3	122	0.3	0.1	355	1.0	0.2	181	0.5	0.1	805	303	1,108	3.0	0.8
MD11	277	0.8	0.2	216	0.6	0.1	279	0.8	0.2	289	0.8	0.2	556	505	1,061	2.9	0.7
BK17	426	1.2	0.3	424	1.2	0.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	426	424	850	2.3	0.6
B739	285	0.8	0.2	42	0.1	0.0	335	0.9	0.2	55	0.2	0.0	620	97	717	2.0	0.5
A306	176	0.5	0.1	41	0.1	0.0	143	0.4	0.1	49	0.1	0.0	319	90	409	1.1	0.3
B735	214	0.6	0.1	6	0.0	0.0	182	0.5	0.1	7	0.0	0.0	396	13	409	1.1	0.3
B78X	200	0.5	0.1	21	0.1	0.0	117	0.3	0.1	51	0.1	0.0	317	72	389	1.1	0.3
CRJ7	93	0.3	0.1	98	0.3	0.1	91	0.2	0.1	69	0.2	0.0	184	167	351	1.0	0.2
E190	172	0.5	0.1	0	0.0	0.0	124	0.3	0.1	2	0.0	0.0	296	2	298	0.8	0.2
B737	101	0.3	0.1	31	0.1	0.0	67	0.2	0.0	76	0.2	0.1	168	107	275	0.8	0.2
BCS3	146	0.4	0.1	5	0.0	0.0	74	0.2	0.1	14	0.0	0.0	220	19	239	0.7	0.2
その他	805	2.2	0.6	248	0.7	0.2	513	1.4	0.4	138	0.4	0.1	1,318	386	1,704	4.7	1.2
合計	60,111	164.7	41.7	15,081	41.3	10.5	55,200	151.2	38.3	13,694	37.5	9.5	115,311	28,775	144,086	394.8	100.0

※A滑走路のみ回転翼機を含む。

離着陸滑走路区分	B滑走路
対象年度	平成30年度
集計日数	365日

機種	空港北側						空港南側						合計				
	離陸機数	日平均	比率%	着陸機数	日平均	比率%	離陸機数	日平均	比率%	着陸機数	日平均	比率%	離陸機数	着陸機数	全機数	日平均	比率%
A320	2,805	7.7	2.5	11,049	30.3	9.7	2,478	6.8	2.2	11,879	32.5	10.4	5,283	22,928	28,211	77.3	24.8
B738	1,188	3.3	1.0	6,364	17.4	5.6	1,463	4.0	1.3	7,297	20.0	6.4	2,651	13,661	16,312	44.7	14.3
B763	742	2.0	0.7	5,643	15.5	5.0	845	2.3	0.7	5,845	16.0	5.1	1,587	11,488	13,075	35.8	11.5
B788	318	0.9	0.3	4,151	11.4	3.6	456	1.2	0.4	4,702	12.9	4.1	774	8,853	9,627	26.4	8.5
A333	202	0.6	0.2	3,610	9.9	3.2	147	0.4	0.1	4,119	11.3	3.6	349	7,729	8,078	22.1	7.1
B789	158	0.4	0.1	3,010	8.2	2.6	181	0.5	0.2	4,066	11.1	3.6	339	7,076	7,415	20.3	6.5
A321	185	0.5	0.2	2,984	8.2	2.6	220	0.6	0.2	3,275	9.0	2.9	405	6,259	6,664	18.3	5.9
B77W	108	0.3	0.1	1,713	4.7	1.5	47	0.1	0.0	1,930	5.3	1.7	155	3,643	3,798	10.4	3.3
B772	6	0.0	0.0	1,413	3.9	1.2	10	0.0	0.0	1,551	4.2	1.4	16	2,964	2,980	8.2	2.6
A332	73	0.2	0.1	1,204	3.3	1.1	74	0.2	0.1	1,282	3.5	1.1	147	2,486	2,633	7.2	2.3
A359	96	0.3	0.1	810	2.2	0.7	82	0.2	0.1	1,223	3.4	1.1	178	2,033	2,211	6.1	1.9
B744	135	0.4	0.1	603	1.7	0.5	141	0.4	0.1	820	2.2	0.7	276	1,423	1,699	4.7	1.5
B77L	34	0.1	0.0	541	1.5	0.5	15	0.0	0.0	903	2.5	0.8	49	1,444	1,493	4.1	1.3
B773	2	0.0	0.0	670	1.8	0.6	2	0.0	0.0	580	1.6	0.5	4	1,250	1,254	3.4	1.1
A20N	94	0.3	0.1	429	1.2	0.4	51	0.1	0.0	535	1.5	0.5	145	964	1,109	3.0	1.0
B748	193	0.5	0.2	253	0.7	0.2	233	0.6	0.2	422	1.2	0.4	426	675	1,101	3.0	1.0
CRJ7	223	0.6	0.2	291	0.8	0.3	310	0.8	0.3	259	0.7	0.2	533	550	1,083	3.0	1.0
DH8D	1	0.0	0.0	454	1.2	0.4	2	0.0	0.0	561	1.5	0.5	3	1,015	1,018	2.8	0.9
B735	68	0.2	0.1	294	0.8	0.3	145	0.4	0.1	302	0.8	0.3	213	596	809	2.2	0.7
B739	1	0.0	0.0	309	0.8	0.3	0	0.0	0.0	215	0.6	0.2	1	524	525	1.4	0.5
A343	0	0.0	0.0	176	0.5	0.2	0	0.0	0.0	326	0.9	0.3	0	502	502	1.4	0.4
E190	0	0.0	0.0	107	0.3	0.1	0	0.0	0.0	187	0.5	0.2	0	294	294	0.8	0.3
B78X	1	0.0	0.0	72	0.2	0.1	0	0.0	0.0	174	0.5	0.2	1	246	247	0.7	0.2
A306	1	0.0	0.0	74	0.2	0.1	0	0.0	0.0	157	0.4	0.1	1	231	232	0.6	0.2
BCS3	0	0.0	0.0	59	0.2	0.1	0	0.0	0.0	143	0.4	0.1	0	202	202	0.6	0.2
B737	24	0.1	0.0	55	0.2	0.0	24	0.1	0.0	54	0.1	0.0	48	109	157	0.4	0.1
GLEX	1	0.0	0.0	51	0.1	0.0	3	0.0	0.0	73	0.2	0.1	4	124	128	0.4	0.1
GLF5	3	0.0	0.0	52	0.1	0.0	1	0.0	0.0	66	0.2	0.1	4	118	122	0.3	0.1
A21N	5	0.0	0.0	29	0.1	0.0	1	0.0	0.0	82	0.2	0.1	6	111	117	0.3	0.1
その他	16	0.0	0.0	314	0.9	0.3	12	0.0	0.0	365	1.0	0.3	28	679	707	1.9	0.6
合計	6,683	18.3	5.9	46,784	128.2	41.1	6,943	19.0	6.1	53,393	146.3	46.9	13,626	100,177	113,803	311.8	100.0

(5) 成田国際空港（旧新東京国際空港）の経緯

国／空港会社		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
昭和		昭和	
41. 7. 4	新東京国際空港の位置等の閣議決定		
42. 8. 1	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（騒防法）公布		
43. 1. 22	騒防法に基づく指定区域及び除外区域告示（運輸省告示第26号）		
44. 12. 1	騒防法に基づく指定区域拡大告示（運輸省告示第323号）		
48. 12. 27	航空機騒音に係る環境基準告示（環境庁告示第154号）		
49. 3. 28	騒防法改正 指定区域を第2種区域に改正		
51. 1. 8	騒防法に基づく第1種区域（85WECPNL）、第2種区域（90WECPNL）及び第3種区域（95WECPNL）を告示（運輸省告示第9号）		
53. 5. 20	新東京国際空港開港（翌日1番機飛来）		
		53. 6. 10 ～ 6. 16	第1回騒音実態調査
		53. 8. 29	「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型指定（空港周辺13市町村）を告示（県告示第695号）
		53. 9. 27 ～10. 3	第2回騒音実態調査
53. 10. 19	「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」（騒特法）施行		
53. 10. 19	騒特法施行令により、特定空港として指定		
		53. 11. 25	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準等について要望
		53. 11. 30	知事から空港公団総裁あて、環境基準等について要望
53. 12. 26	「航空機騒音に係る環境基準」の中間改善目標達成期限		
		54. 2. 15 ～ 2. 21	第3回騒音実態調査（以降毎年夏季及び冬季に実施）
		54. 4. 1	固定測定局3局（成田市西和泉、芝山町小池、横芝町中台）運用開始
54. 7. 10	騒防法に基づく第1種区域（80WECPNL）の見直し告示（運輸省告示第384号）		
		54. 8. 1	固定測定局3局増設（成田市荒海、芝山町山田、松尾町八田）運用開始（計6局）
		56. 11. 19	知事から空港公団総裁あて飛行コースの改善について要請

国／空港会社		千葉県	
年月日	事 項	年月日	事 項
57. 3. 30	騒防法に基づく第1種区域（75WECPNL）の見直し告示（運輸省告示第157号）		
		57. 11. 22	騒特法に基づき「新東京国際空港周辺地域における騒音対策基本方針」を決定
		58. 10. 6	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて環境基準の達成について要請
		58. 10. 7	知事から環境庁大気保全局長あて環境基準の達成について依頼
58. 12. 26	「航空機騒音に係る環境基準」の最終目標達成期限		
		59. 6. 21	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成について要請
		59. 6. 26	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
60. 7. 1	騒防法に基づくB、C滑走路に係る第1種区域（75WECPNL）告示（運輸省告示第280号）		
		60. 11. 11	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成について要請
		60. 11. 27	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		61. 7. 1	固定測定局8局増設（下総町新川、成田市飯岡、成田市芦田、芝山町竜が塚、横芝町牛熊、横芝町長倉、松尾町山室、松尾町蕪木）運用開始（計14局）
		62. 10. 1	固定測定局と中央処理システム（大気保全課・公害研究所（現：環境研究センター））を公衆電話回線で接続し、オンライン化運用開始
		63. 8. 19	環境部長から空港公団周辺対策部長あて、深夜早朝便数の低減等について要請
平成		平成 元. 11. 20	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成について要請
		元. 11. 28	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
2. 3. 5	発着枠を1日340回から350回へと改定		
2. 12. 20	発着枠を1日350回から360回へと改定		
		3. 11. 29	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正（県告示第1017号）

国／空港会社		千葉県	
年月日	事 項	年月日	事 項
		3. 12. 20	環境部長から運輸省航空局新東京国際空港課長、空港公団周辺対策部長、環境庁大気保全局企画課長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		5. 5. 14	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁、環境庁大気保全局長あて環境基準の早期達成について要請
		8. 1. 23	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策実施を要請
		8. 1. 23	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		8. 4. 1	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正（県告示第441号）
		9. 10. 1	成田空港周辺共生財団航空機騒音監視システムの稼働に伴い県固定局データの提供開始
		10. 2. 12	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準早期達成のための諸施策の実施を要請
		10. 2. 12	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
10. 4. 25	発着枠を1日360回から370回へと改定		
		11. 2. 8	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策実施を要請
		11. 2. 8	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		12. 6. 20	騒特法に基づく「新東京国際空港周辺地域における騒音対策基本方針」を変更
		13. 2. 20	知事から国土交通省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		13. 2. 20	知事から環境省環境管理局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		13. 5. 11	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正（県告示第592号）
		13. 5. 18	騒特法に基づく航空機騒音障害防止区域等が都市計画決定
		13. 5. 18	都市計画法による都市計画決定に合わせて、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定を一部改正
		14. 3. 25	県の固定測定局を再配備 ・ 既設局の移設 成田市飯岡局、成田市荒海局、成田市芦田局、松尾町山室局を廃止し、栄町矢口局、成田市押畑局、富里町大和局、松尾町古和局に移設

国／空港会社		千葉県	
年月日	事 項	年月日	事 項
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設局の機能強化 芝山町大台局、横芝町中台局、松尾町八田局に航空機接近識別装置を設置 ・ 新設局整備 下総町滑川局、下総町四谷局、下総町高倉局、成田市土室局、芝山町梅ノ木局、芝山町加茂局、多古町船越局、光町宝米局、成東町木戸局 ・ 新設局に航空機接近識別装置を設置 下総町滑川局、下総町高倉局、成田市土室局、芝山町加茂局、多古町船越局、光町宝米局、成東町木戸局
		14. 4. 1	成田空港周辺地域共生財団の再整備した航空機騒音監視システムが稼働を開始
14. 4. 18	暫定平行滑走路供用開始 年間発着枠20万回に拡大		
		16. 2. 27	知事から空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		16. 3. 1	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		16. 3. 1	知事から環境省環境管理局长あて、環境基準の早期達成について依頼
16. 4. 1	空港名を「新東京国際空港」から「成田国際空港」に変更 成田国際空港株式会社発足		
		18. 3. 27	知事から成田国際空港株式会社及び国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		18. 3. 27	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準早期達成について依頼
		19. 2. 20	騒特法に基づく「新東京国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針」を変更
19. 12. 17	航空機騒音に係る環境基準の一部改正（環境省告示第 114号）		
		20. 3. 25	知事から成田国際空港株式会社及び国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		20. 3. 25	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準早期達成について依頼
		21. 3. 23	県の固定測定局移転（成田市土室局を約170m南東の成田市高度コース局に移転）
21. 10. 22	2,500m B滑走路供用開始		
22. 3. 28	年間発着枠20万回から22万回へ拡大		

国／空港会社		千葉県	
年月日	事 項	年月日	事 項
		22. 3. 30	知事から成田国際空港株式会社及び国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		22. 3. 30	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準早期達成について依頼
		23. 3. 4	騒特法に基づく「成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針」を変更
23. 10. 20	滑走路の同時離着陸方式を運用開始		
23. 10. 30	年間発着枠22万回から23.5万回へ拡大		
		24. 3. 21	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
24. 3. 25	年間発着枠23.5万回から25万回へ拡大		
		24. 3. 27	知事から成田国際空港株式会社あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		24. 3. 27	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準早期達成について依頼
24. 12. 13	A滑走路南側の着陸滑走路長4000m化		
		25. 2. 22	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正（県告示第70号）
25. 3. 31	離着陸制限時間の弾力的運用を開始 年間発着枠25万回から27万回へ拡大		
25. 4. 1	航空機騒音に係る環境基準の一部改正の施行（WECPNLから L_{den} へ）		
		26. 2. 14	知事から成田国際空港株式会社あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		26. 2. 21	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		26. 2. 21	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準早期達成について依頼
27. 3. 31	年間発着枠27万回から30万回へ拡大		
		28. 3. 22	知事から成田国際空港株式会社あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		28. 3. 23	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		28. 10. 18	県固定局23局を光回線化し、成田国際空港周辺地域共生財団と光回線によるデータ通信を開始
		30. 1. 22	知事から成田国際空港株式会社あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請

国／空港会社		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
		30. 1. 23	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		30. 12. 18	騒特法に基づく「成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針」を変更
		30, 3. 23	都市計画法の改正により、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部を改正（県告示第132号）
令和 元. 10. 27	A滑走路の発着時間を深夜0時まで に1時間延長		
元. 11. 5	成田国際空港株式会社法第3条に基づき国土交通大臣が定める基本計画を改定（B滑走路の延伸、C滑走路（平行滑走路）の新設等）		
元. 11. 7	更なる機能強化（年間発着枠50万回化）について、航空法に基づく空港等の変更許可申請を国土交通大臣あてに実施		

2 関係告示及び通知（航空機騒音に係る環境基準）

（1）航空機騒音に係る環境基準について（告示）

（平成 25 年 4 月 1 日から適用）

	昭和48年12月27日	環境庁告示第154号
改正	平成 5年10月28日	環境庁告示第 91号
改正	平成12年12月14日	環境庁告示第 78号
改正	平成19年12月17日	環境省告示第114号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

（注）Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。
- 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- 評価は、算式アにより1日（午前0時から午後12時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10\log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej+5}}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk+10}}{10}} \right) \right\}$$

- （注） i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。
また、 T_0 とは、規準化時間（1秒）をいい、 T とは、観測1日の時間（86400秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

(5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内
		B	10年以内
	成田国際空港		
第一種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。	

備考

- 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 - 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 - 達成期間の欄に掲げる期間及び改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

(2) 航空機騒音に係る環境基準の一部改正について（通知）

平成 19 年 12 月 17 日 環水大大発第 071217004 号
環境省水・大気環境局長から各都道府県知事あて

航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示（環境省告示第 114 号）が平成 19 年 12 月 17 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行される。

航空機騒音に係る環境基準（以下「基準」という。）は、昭和 48 年 12 月 27 日付け環境庁告示第 154 号をもって設定され、騒音の評価指標として *WECPNL* が採用されてきた。しかし、近年、騒音測定機器が技術的に進歩し、また、国際的にも騒音の評価には等価騒音レベルを基本とした評価指標が採用されている。今回の基準の改正は、このような動向を踏まえ、平成 19 年 6 月 27 日付けの中央環境審議会答申「航空機騒音に係る環境基準の改正について」（中環審第 409 号）を踏まえ、騒音の評価指標を *WECPNL* から時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）に改正するものである。

このような改正の趣旨にかんがみ、下記の事項に留意の上、環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定（以下、「地域指定」という。）及びその運用に遺漏なきを期されるとともに、各関係機関と連携を図りつつ、本基準の維持、達成のための施策の実施に関し、格段の御努力をいただきたく通知する。

なお、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 49 年 7 月 2 日環大特第 42 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて通知）及び「小規模飛行場環境保全暫定指針」（平成 2 年 9 月 13 日環大企第 342 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事及び政令指定都市市長あて）は、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

おって、関係省に対し、別添の文書を送付したので念のため申し添える。

記

第 1 改正の概要

1 評価指標について

評価指標の改正に当たっては、騒音測定機器の技術的な進歩、 L_{den} 等の等価騒音レベルを基本とした指標が国際的に採用されている状況等を総合的に勘案し、新たな評価指標を *WECPNL* から L_{den} に改正した。

なお、 L_{den} については、算式アにより 1 日ごとの L_{den} を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。ただし、 L_{AE} （単発騒音暴露レベル）の求め方については、日本工業規格 Z 8731 によるものとする。

算式ア

$$10\log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej+5}}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk+10}}{10}} \right) \right\}$$

(注) i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、
 $L_{AE,di}$ とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、
 $L_{AE,ej}$ とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、
 $L_{AE,nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。
また、 T_0 とは、規準化時間（1 秒）をいい、 T とは、観測 1 日の時間（86400 秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

2 基準値について

基準値の設定に当たっては、まずは、現行基準レベルの早期達成を実現することが肝要であることから、騒音対策の継続性も考慮し、引き続き現行の基準値に相当するレベルとした。

3 小規模飛行場の扱いについて

今般の改正により、小規模飛行場環境保全暫定指針を統合することとし、これまで基準の適用除外とされてきた1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場についても、基準を適用することとする。ただし、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場については適用しない。

ここで、「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とは、飛行場及び反復継続使用される場外離着陸場のうち1日当たりの離着陸回数が10回以下のものをいう。また、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が1年間に当該飛行場に離着陸した回数（緊急的な離着陸を除く。）を年間総日数で除した値が10以下のものをいう。

なお、「警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場」とは、警察、消防及び自衛隊等が専用使用する飛行場をいい、また、災害派遣、航空救難等の緊急的な運航については、基準は適用されない。

第2 その他

1 地域指定について

地域指定については、「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成13年1月5日環大企第1号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて）により記しているところであるが、地域指定を行ったときは、遅滞なく環境省に報告するとともに、直ちに都道府県の公報に掲載するなどにより公示し、関係住民等に周知させるよう配慮すること。

2 経過措置について

施行については、新たな評価指標である L_{den} による測定の準備に要する期間等を考慮して平成25年4月1日としたところである。貴職におかれては、施行までに L_{den} による測定が実施できる態勢の整備に万全を期されたい。また、施行までに L_{den} による測定が可能となった場合は、各飛行場における L_{den} の実態を把握することが重要であることから、現行の評価指標である $WECPNL$ による環境基準値の評価を行うとともに、 L_{den} による調査も併せて実施することが望ましい。

3 測定について

L_{den} による測定については、航空機騒音監視測定マニュアル（仮称）の策定などを予定しており、これらについては今後別途通知する。

4 達成期間について

達成期間に示す期間は、これまでと同様に、基準が定められた昭和48年12月27日を起点としている。

(3) 航空機騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定 (千葉県告示)

	昭和 53 年 8 月 29 日	千葉県告示第 695 号
改正	平成 3 年 11 月 29 日	千葉県告示第 1017 号
改正	平成 8 年 4 月 1 日	千葉県告示第 441 号
改正	平成 13 年 5 月 11 日	千葉県告示第 592 号
改正	平成 25 年 2 月 22 日	千葉県告示第 70 号
改正	平成 30 年 3 月 23 日	千葉県告示第 132 号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により航空機騒音に係る環境基準（昭和48年環境庁告示第154号）の地域の類型ごとに指定する地域を次のとおり定める。

地域指定

地域の類型	該 当 地 域
I	別表第1に掲げる区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同号に規定する用途地域の定められていない地域のうち別表第2に掲げる工業団地を除いた地域
II	別表第1に掲げる区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第2に掲げる工業団地

別表第1

飛行場名	区 域
成田国際空港	成田市、富里市及び山武市並びに印旛郡栄町、香取郡多古町及び山武郡横芝光町及び芝山町の全域。ただし、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域及び成田国際空港の敷地を除く。
東京国際空港 及び 木更津飛行場	木更津市及び君津市の全域。 ただし、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域及び木更津飛行場の敷地を除く。
下総飛行場	船橋市、柏市、鎌ヶ谷市及び白井市のうち別図第1に表示する実線によって囲まれた地域。ただし、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域及び下総飛行場の敷地を除く。

備考 別図第1は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。

別表第2

名 称	市町村名	区 域
富里工業団地	富里市	立沢新田、十倉及び高野のうち別図第2で示す部分
松尾工業団地	山武市	上横地、松尾町借毛本郷、松尾町下野及び松尾町下之郷のうち別図第2で示す部分
芝山工業団地 (木崎地区)	山武郡芝山町	小池のうち別図第2で示す部分

備考 別図第2は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。

(4) 航空機騒音に係る環境基準について (旧環境基準)

(平成 25 年 3 月 31 日まで適用)

昭和48年12月27日 環境庁告示第154号
改正 平成 5年10月28日 環境庁告示第 91号
改正 平成12年12月14日 環境庁告示第 78号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70以下
II	75以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。
 - (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
 - (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
 - (4) 評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位WECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算式

$$\overline{\text{dB(A)}} + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) $\overline{\text{dB(A)}}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、 N とは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 、とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3 N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

- (5) 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。
- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第一種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。	

備考

- 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 - 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 - 3 達成期間の欄に掲げる期間及び改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
 - 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

(5) 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について（通知）

平成 13 年 1 月 5 日 環大企第 1 号
環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて
[改定]平成 30 年 2 月 19 日 環水大大発 1802193 号

航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準が下記のとおり定められたので、通知する。

記

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の制定により、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により、環境基本法第 16 条第 1 項の基準についての同条第 2 項の規定による地域の指定に関する事務は、その地域が属する都道府県知事が処理するものとされた。このうち、同法第 40 条の 2 及び同条の規定に基づく「環境基準に係る地域又は水域の指定の事務に関する政令」（平成 5 年政令第 371 号）第 2 条の規定により、交通に起因して生ずる騒音に係る地域の指定に関する事務は、都道府県知事が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務として行うこととされた。都道府県知事が事務を行う際には、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月環境庁告示第 154 号）に定めるほか、別添により地域の類型を当てはめて、その指定を行われたい。

別添

航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

- 1 環境基準の地域類型を当てはめる地域は、航空機騒音から生活環境を保全する必要がある地域とすること。したがって、工業専用地域、原野、海上等は地域類型の当てはめを行わないものとする。なお、「航空機騒音」とは、ターボジェット発動機、ターボファン発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機又はピストン発動機等を主な動力とする航空機の運航に伴って発生する飛行騒音並びに飛行場内における航空機の運用や機体の整備に伴って発生する地上騒音をいう。
- 2 地域類型の当てはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域が定められている地域にあっては、原則として、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域を類型 I に当てはめるものとし、その他を類型 II に当てはめるものとする。また、用途地域が定められていない地域にあっては、現在及び将来の土地利用状況を勘案し、現在市街化している地域又は将来の市街化が予定されている地域のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域に相当する地域を類型 I に当てはめる等用途地域が定められている地域に準じて当てはめを行うこと。
- 3 地域の指定の見直しは、おおむね 5 年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画（土地基本法（平成 1 年法律第 84 号）第 11 条第 1 項に規定する土地利用計画をいう。以下同じ。）上の大幅な変更があった場合にも速やかに行うこと。
- 4 「航空機騒音に係る環境基準について」第 1 の 3 中「1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場」とは、飛行場及び反復継続使用される場外離着陸場のうち 1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下のものをいう。また、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 1 項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和 35 年条約第 6 号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が 1 年間に当該飛行場に離着陸

した回数（緊急時の離着陸を除く。）を年間総日数で除した値が10以下のものをいう。

なお、同中「警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場」とは、警察、消防及び自衛隊等が専用使用する飛行場をいい、また、災害派遣、航空救難等の緊急時の運航については、環境基準は適用されない。

- 5 「航空機騒音に係る環境基準について」第1の3中「離島にある飛行場」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域が存する離島、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいう。
- 6 「航空機騒音に係る環境基準について」第2の1の表の既設飛行場の項中「これに準ずるもの」とあるのは、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）による改正前の空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法（昭和27年法律第231号）第79条ただし書の規定により国土交通大臣の許可を受けた離着陸の場所であって、反復して使用されるものをいう。

3 航空機騒音に係る関係機関に対する要請等

年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
昭和46年 1月8日	新東京国際空港建設実施本部長 (運輸大臣)	知事	1 航路の設定(進入角度、飛行コース、待機飛行空域、飛行高度)について 2 運行時間の厳守について 3 騒音区域の買収について 4 学校等に対する防音工事について 5 エンジンの試運転の防音対策について 6 民家等の騒音対策に係る財源について 7 地域開発に係る財源について	
昭和46年 1月29日		大臣	対策を行う旨の回答	
昭和53年 11月25日	環境庁 大気保全局長	知事	1 環境基準(WECPNL)の見直しについて 2 環境基準の類型区分の見直しについて 3 環境基準に係る改善目標(中間目標)の達成について(昭和53年12月26日まで) 4 環境基準達成年限(昭和58年12月26日)の繰上げについて 5 監視測定の実施主体等について 6 低周波空気振動対策について	環境基準の地域類型あてはめ告示(昭和53年8月29日)
昭和54年 1月30日	知事	局長	環境庁大気保全局の見解を回答	
昭和53年 11月30日	新東京国際空港公団総裁	知事	1 環境基準に係る改善目標(中間目標)の達成について(昭和53年12月26日まで) 2 環境基準の早期達成について(昭和58年12月26日まで) 3 低周波空気振動対策について	
昭和54年 1月29日	知事	総裁	公団の対応状況を回答	
昭和56年 11月19日	新東京国際空港公団総裁	知事	1 飛行コースずれの改善 2 飛行コース監視測定の実施	昭和55年飛行コース実態調査結果による
昭和58年 10月6日	運輸省 航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 低騒音型機の積極的導入 3 飛行コースの遵守指導 4 空港周辺騒音対策の推進	環境基準の達成期限(昭和58年12月26日)を控え
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	
昭和58年 10月7日	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
昭和59年 6月21日	運輸省 航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 低騒音型機の積極的導入 3 飛行コースの遵守指導 4 空港周辺騒音対策の推進	環境基準の達成期限(昭和58年12月26日)後の実態調査結果(一部地域で基準を超過)を踏まえて
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	
昭和59年 6月26日	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	

年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
昭和60年 11月11日	運輸省 航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	昭和60年度夏季調査において飛行コースずれが多く見られたため
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導	
昭和60年 11月27日	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
昭和63年 8月19日	新東京国際空港公団周辺対策部長	環境 部長	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導	昭和62年度実態調査において一部環境基準を上回る地域があり、飛行コースずれも一部見られたため
平成元年 11月20日	運輸省 航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 航空機の低騒音化技術開発の促進 4 空港周辺騒音対策の推進	昭和63年度実態調査及び固定測定局測定結果(一部環境基準を上回る地域があり、騒防法区域外での75WECPNL超過も見られた等)に基づき
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜早朝時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	
平成元年 11月28日	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成3年 12月20日	運輸省航空局 新東京国際空港課長	部長	1 航空機低騒音化のための技術開発促進 2 深夜早朝時間帯の飛行便数低減 3 飛行コースの遵守指導	
	新東京国際空港公団周辺対策部長	部長	1 深夜早朝時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導	
	環境庁大気保全局企画課長	部長	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成5年 5月14日	運輸省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	平成3年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行の実施の指導	
	環境庁大気保全局長	知事	関係機関等に勧告等の措置を講ずるよう要請	
平成8年 1月23日	運輸省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	平成6年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため

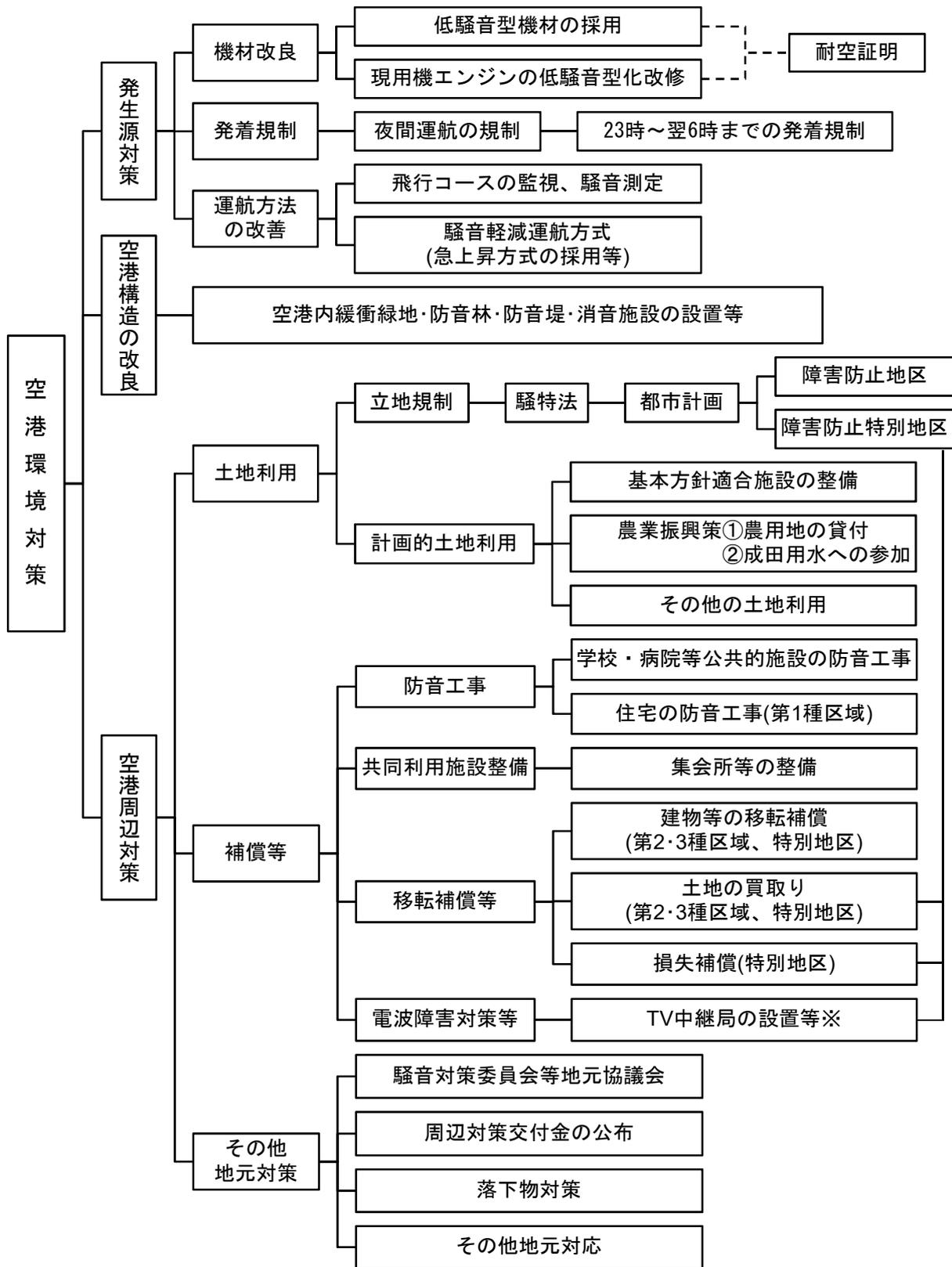
年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
平成8年 1月23日	新東京国際空 港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行 便数の低減飛行コースの遵守を始めとする 騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤等 の防音対策の拡充	
	環境庁大気保 全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請 に係る協力依頼	
平成10年 2月12日	運輸省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の 促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るため の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行 便数の低減飛行コースの遵守を始めとする 騒音軽減運行方式の確立	平成8年度に おいても引き 続き環境基準 の達成率が低 い状況にある ため
	新東京国際空 港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行 便数の低減飛行コースの遵守を始めとする 騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤等 の防音対策の拡充	
	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に 係る協力依頼	
平成11年 2月8日	運輸省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の 促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るため の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行 便数の低減飛行コースの遵守を始めとする 騒音軽減運行方式の確立	平成9年度に おいても引き 続き環境基準 の達成率が低 い状況にある ため
	新東京国際空 港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行 便数の低減飛行コースの遵守を始めとする 騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤 等の防音対策の拡充	
	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請 に係る協力依頼	
平成13年 2月20日	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の 促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るため の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行 便数の低減飛行コースの遵守を始めとする 騒音軽減運行方式の確立	平成11年度 においても引 き続き環境基 準の達成率が 低い状況にあ るため
	新東京国際空 港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行 便数の低減飛行コースの遵守を始めとする 騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤 等の防音対策の拡充	
	環境省 環境管理局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に 係る協力依頼	

年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
平成16年 2月27日	新東京国際空 港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行 便数の低減、飛行コースの遵守を始めとす る騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音提等 の防音対策の拡充	平成14年度 においても引 き続き環境基 準の達成率が 低い状況にあ るため
平成16年 3月1日	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の 促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るため の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行 便数の低減、飛行コースの遵守を始めとす る騒音軽減運行方式の確立	
	環境省 環境管理局长	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に 係る協力依頼	
平成18年 3月27 日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行 便数の低減、飛行コースの遵守を始めとす る騒音軽減運行方式の徹底 2 空港敷地内外における防音林・防音提等 の防音対策の拡充	平成16年度 においても引 き続き環境基 準の達成率が 低い状況にあ るため
	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の一層の低騒音化のための技術 開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機 材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行 便数の低減、飛行コースの遵守を始めとす る騒音軽減運行方式の徹底	
	環境省水・ 大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社へ の要請に係る協力依頼	
平成20年 3月25日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行 便数の低減、飛行コースの遵守を始めとす る騒音軽減運行方式の徹底 2 低騒音型機材の導入促進 3 空港敷地内外における防音林・防音提等 の防音対策の拡充	平成18年度 においても引 き続き環境基 準の達成率が 低い状況にあ るため
	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の一層の低騒音化のための技術 開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機 材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯における航空機騒 音の一層の低減、飛行コースの遵守を始め とする騒音軽減運行方式の指導	
	環境省水・ 大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社へ の要請に係る協力依頼	
平成22年 3月30日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空 機の一層の低騒音化及び飛行コースの遵 守を始めとする騒音低減運行方式の徹底 2 低騒音型機材の導入促進 3 空港敷地内外における防音林・防音提等 の防音対策の拡充	

年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
平成 22 年 3月30日	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化を図るための更なる技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機の一層の低騒音化及び飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の指導	
	環境省水・ 大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社への要請に係る協力依頼	
平成 24 年 3月21日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機の一層の低騒音化及び飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の徹底 2 低騒音型機材の導入促進 3 空港内における航空機騒音（地上音）の一層の低減対策の推進及び防音林・防音堤等の防音対策の拡充	
	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の一層の低騒音化を図るための技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機騒音の一層の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の指導 4 空港内における航空機騒音（地上音）の一層の低減対策の推進の指導	
平成 24 年 3月27日	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の一層の低騒音化を図るための技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機騒音の一層の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の指導 4 空港内における航空機騒音（地上音）の一層の低減対策の推進の指導	
	環境省水・ 大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社への要請に係る協力依頼	
平成 26 年 2月14日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機騒音の一層の低減、飛行コースの遵守をはじめとする騒音軽減運航方式の徹底 2 低騒音型機材の導入促進 3 空港内における航空機騒音（地上音）の一層の低減対策の推進及び空港敷地内外における防音林・防音堤等の防音対策の拡充	
	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の一層の低騒音化のための技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機騒音の一層の低減、飛行コースの遵守をはじめとする騒音軽減運航方式の指導 4 空港内における航空機騒音（地上音）の一層の低減対策の推進の指導	
平成 26 年 2月21日	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の一層の低騒音化のための技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機騒音の一層の低減、飛行コースの遵守をはじめとする騒音軽減運航方式の指導 4 空港内における航空機騒音（地上音）の一層の低減対策の推進の指導	
	環境省水・ 大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社への要請に係る協力依頼	
平成 28 年 3月22日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	空港の運営において、空港周辺における航空機騒音の影響を軽減し、地域住民の生活環境を向上させるための対策をより一層講じるよう要請	

年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
平成 28 年 3 月 23 日	国土交通省 航空局長	知事	成田国際空港に係る施策の実施の際、空港 周辺における航空機騒音の影響を軽減し、地 域住民の生活環境を向上させるための施策 についても併せて実施するよう要請	
平成 30 年 1 月 22 日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	低騒音型航空機の更なる導入促進など、空 港周辺における航空機騒音の影響を軽減し、 地域住民の生活環境を向上させるための対 策をより一層講じるよう要請	
平成 30 年 1 月 23 日	国土交通省 航空局長	知事	成田国際空港に係る施策の実施にあたり、 空港周辺における航空機騒音の影響を軽減 し、地域住民の生活環境を向上させるため の施策についても併せて実施するよう要請	

4 成田国際空港周辺における環境対策の体系



※平成 23 年 7 月の地上デジタル放送への移行に伴い、対策は終了している。

5 用語の説明

L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

個々の航空機騒音の L_{AE} (単発騒音暴露レベル) に夕方 (午後 7 時～午後 10 時) の L_{AE} には 5 デシベル、深夜・早朝 (午後 10 時～午前 7 時) の L_{AE} には 10 デシベルを加え、1 日の平均を次式により算出したもの。

(算出式)

$$10\log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

$L_{AE,di}$: 午前 7 時から午後 7 時までの i 番目の L_{AE}

$L_{AE,ej}$: 午後 7 時から午後 10 時までの j 番目の L_{AE}

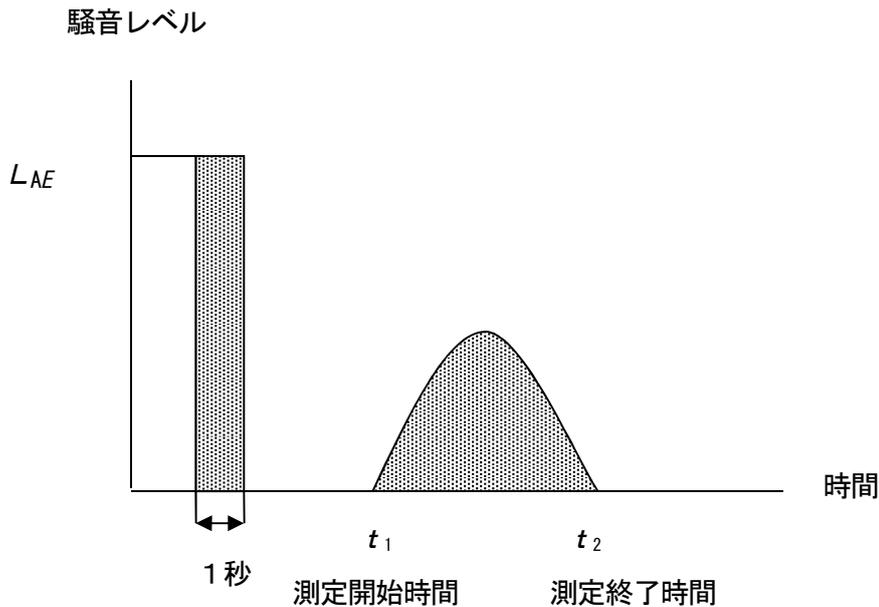
$L_{AE,nk}$: 午前 0 時から午前 7 時及び午後 10 時から午後 12 時までの k 番目の L_{AE}

T_0 : 1 秒

T : 86,400 秒 (= 24 時間= 1 日)

L_{AE} (単発騒音暴露レベル)

単発的に発生する騒音の全エネルギーと等しいエネルギーを持つ継続時間 1 秒の定常音の騒音レベル



WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル)

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の略。

航空機騒音測定、評価のために考案されたもので航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音のうるささの単位で、平成24年度までの「航空機騒音に係る環境基準」の評価に使用されてきた。

$$\text{(算出式)} \quad \text{WECPNL} = \overline{\text{dB(A)}} + 10 \log_{10} N - 27$$

$\overline{\text{dB(A)}}$: ピークレベルのパワー平均値

N (加重回数) : $N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$

N_1 : 0時から7時までの航空機騒音発生回数

N_2 : 7時から19時までの //

N_3 : 19時から22時までの //

N_4 : 22時から24時までの //

パワー平均

騒音の大きさ(騒音レベル)は、一般には騒音計の周波数補正回路A特性で測定した値をいう。(単位はdB)

騒音の大きさは、物理量である音のエネルギーを対数で圧縮し、取り扱いやすい数値としていることから、その平均は、それぞれの騒音レベルを一度エネルギー量にもどして算術平均したうえで対数圧縮して求める。これをパワー平均という。

(計算式)

$$\overline{\text{dB(A)}} = 10 \log_{10} \left[\frac{1}{n} \left(10^{L_{A1}/10} + 10^{L_{A2}/10} + \dots + 10^{L_{An}/10} \right) \right]$$

$\overline{\text{dB(A)}}$: 騒音レベルのパワー平均値

$L_{A1}, L_{A2}, \dots, L_{An}$: 1回ごとの騒音レベル

n : 騒音発生回数

平成30年度成田国際空港周辺
航空機騒音測定結果報告書

令和2年1月
千葉県環境生活部大気保全課
特殊公害班
千葉市中央区市場町1番1号
電話 043(223)3805